

平成16年6月4日(金曜日)第2回定例会

出席議員(20名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
6番	松田孝	議員	7番	猪倉謙太郎	議員
8番	石川忠義	議員	9番	鈴木賢也	議員
10番	荒木春吉	議員	11番	柏倉信一	議員
12番	高橋勝文	議員	13番	伊藤忠男	議員
14番	高橋秀治	議員	15番	松田伸一	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	那須稔	議員
20番	遠藤聖作	議員	21番	新宮征一	議員

欠席議員(1名)

5番 安孫子市美夫 議員

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	大泉愼一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
芳賀友幸	庶務課長	鹿間康	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
斎藤健一	市民課長	有川洋一	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	佐藤昭	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	石川忠則	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	熊谷英昭	管理課長
菊地宏哉	学校教育課長	鈴木英雄	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			農業委員会
安孫子雅美	監査委員	小松仁一	事務局長
事務局職員出席者			
片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

平成16年6月第2回定例会

議事日程第3号

平成16年6月4日(金)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第2回定例会

午前9時30分開議

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

一般質問通告書

平成16年6月4日(金)

(第2回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
8	小規模学区での学童保育について	核家族が進む中で小規模学区から学童保育をとの声が出ています。その具体的な対応について	6番 松田 孝	市長
9	寒河江市の第2期介護保険事業計画について	介護施設が絶対的に不足している中で、希望の多い特養ホームの入所の判定方法について		市長
10	学校教育について	(仮称)特別養護老人ホームしらいわ建設計画の見通しについて 03年から幸生・田代小学校を特認校に指定したが、その成果と問題点、今後の対応について		教育委員長
11	病院問題について	市立病院医師確保対策と、それに関わる交際費支出の実態と今後の対応について	17番 川越 孝男	市長 監査委員
12	市町合併について	任意協議会解散について、責任者としての見解 第5次振興計画の策定について 個人情報保護条例の制定について		市長
13	行政改革について	合併協定素案は今後の市政に活かされるのか 今後どのような事項について検討するのか 市民に対する行財政改革の周知について	12番 高橋 勝文	市長
14	納税意識の高揚について	周知戦略の取り組みについて 納税組合の位置づけについて		市長

再　　　　　開　　　　　午前9時30分

佐竹敬一議長　おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、安孫子市美夫議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

松田 孝議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号8番、9番、10番について、6番松田 孝議員。

〔6番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党と通告してあるテーマに関心を抱いている多くの市民の声を踏まえて、市長並びに教育委員長に質問いたします。

最初に、通告番号8番、小規模学区での学童保育について伺います。

2002年度の男女共同参画白書によると、都道府県別の30代の女性労働力率は山形県が全国1位の76.2%で、4人に3人が働いている状況となっております。また、県内の共働き世帯割合も47.09%で、全国平均の30.69%を16.4%も上回っております。このことから、大都会と比較して地方の方が子育てをしながら働いている女性の割合が高くなっているのが実態であります。山形県の女性労働力率がぬきんで高いことは、育児と仕事を両立できる家庭環境が他の県に比べ整備されていること、それは農家世帯が多いことや3世代同居など、1世帯当たりの人数の多いことや親との同居により仕事と家事、育児の両立がサポートされているためです。そのために、家庭においては幼児の世話や放課後の児童を見守っていくということが通例となっております。

ところが、大都市圏と同じように、寒河江市においても核家族化が年々増加してきており、4月末現在で寒河江市でも世帯数は対前年度比プラス180世帯も増加し、共働き世帯もこれらに連動するように増大していると言われております。また、最近の雇用不安の拡大とともに、各家庭の経済的な事情も相まって労働環境が複雑多岐になっていることや、男女雇用機会均等法による女性の労働環境の変化などで育児や児童の保育が困難な家庭が多くなってきています。

このために、保育所の時間延長や学童保育などで両立を支援する施設の整備が求められてきています。特に、白岩さくら団地に住宅建設が進む中で、他市町から定住された方から、就学児童の放課後対策や、学校が完全週5日制となったことで子供たちの休日の過ごし方が心配の種になっている、また、地域以外から移ってきた方からは、学童保育所はどの地域でも設置されていると思っていたなどと不安を抱えております。この解決策として住民が求めているのは、白岩小学校学区に学童保育所の開設であります。学童保育所の開設について、市長は以前から開設、運営する場合には今後とも援助していきたいと述べております。

そこで伺いますが、就学児童の放課後児童健全育成事業として平成10年4月に法整備され6年が経過し実施されていますが、寒河江市では学童保育所がまだ未開設学校が小規模校を含め6校あります。寒河江市の放課後児童対策事業実施要綱では、対象児童数がおおむね10名以上となっております。しかし、児童数の減少している地域であるために、極端な少人数になることが予想されます。こうした地域的な要件をカバーするために、国も小規模クラブへの支援の補助を広げていると聞いております。特に、白岩学区から学童保育所の開設を望む声が、父母や子育て中の両親から出されてきております。これらを含め小規模小学校が特に陵西地区に集中していますが、学区ごとの小規模クラブの学童保育所設置について市長の見解をお伺いいたします。

次に、寒河江市は学童保育所運営については、各クラブとも自主運営をとってきました。しかし、小規模となりますと施設の維持や運営費がかさみ、利用者負担が割高になることが予想されます。このことから、学校の使用頻度の低い教室を活用して学童保育所を開設してはどうかと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

また、小規模運営に対する市の運営要綱では、児童数14人以下は指導員が1名とされていますが、緊急時や休暇など、さらには土曜日の長時間保育指導の対応を含め、最低でも1.5人の指導員配置のできる委託費の増額を検討すべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号9番、寒河江市の第2期介護保険事業計画について。

介護保険制度が導入されてから5年目を迎えました。この間に制度の見直しや保険料の値上げなど、次々と制度の欠陥が浮き彫りになってきています。当初、国は、介護保険制度導入の目的を家族介護から社会が支える制度へ、在宅で安心できる介護へ、また、サービスが選択できる制度へなどと大宣伝をして介護保険制度を実施してきました。現実はどうか、在宅サービスの利用状況は、利用限度額に対する平均利用率は一貫して40%台にとどまっています。さらに、訪問介護サービスの利用数は全体でふえているのに低所得者の利用が低下していると言われております。その最大の理由が重い利用料負担にあることは各種の調査でも明らかになっています。

現在、寒河江市でも施設待機者は170人で4年前の5.6倍になっており、特養ホームへの入所を希望する人が急増している状況であります。介護保険制度がスタート以後、施設へ入所申し込みしたがいつ入所できるかわからないという声とイメージが現在定着してきています。このため入所希望者は1人で複数の施設に申し込み、自宅待機や老健施設など、短期入所を繰り返しながら順番待ちとなっております。

このために、症状の軽い人が重度の人より先に入所するケースもあったことなどを理由に、県は、特養ホームの入所指針を緊急に策定し昨年11月から運用を開始しました。新しい県の特別養護老人ホーム入所指針では、要介護度、問題行動など本人の状態が30点、居宅サービスの利用状況、家族介護に従事する時間など家庭の介護状況が15点、介護する人の状況は30点、特記事項15点、さらに検討・協議などによる調整が10点の合計100点となっています。入所の決定は評価基準に基づき点数化し、2カ月に1回それぞれの施設ごとに入所検討委員会で決定されることになっています。今回の指針では、介護が大変な痴呆の人を特に重視し、さらに必要性の高い人を優先的に入所させるとしています。

そこで伺いますが、入所の順位が点数制度に改定され審査を受けたが、点数が低く入所の見通しが立たないとの理由から辞退をしたとの家族の声や、緊急で入所をお願いしたところ、本人の問題行動もなく身体の安定度があったことや、これまでの居宅サービスの利用状況が全くなかったために点数評価が下がったことで入所できなかった人、また、施設側では介護の大変な痴呆の人や介護度の高い人がふえることで人件費がかさむようになっているなど、新たな問題も出てきています。

結果的に、施設介護を希望する人や介護者のことを無視して深刻になってきた待機者の増加の問題や、施設整備のおくれを隠すための一時的な制度でしかありません。寒河江市として、今後これらの矛盾を解決するために以前の措置的な対応もできる基準の作成や、施設の一部を市が確保し、短期入所など緊急者に対応できる制度を設け、将来とも安心して介護サービスが受けられるように制度の改善を進めていくべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、特別養護老人ホームしらいわ（仮称）整備について伺います。

介護を受ける方が、在宅か施設か真に選択できるようにするために、現在の待機者を解消する手だてが最大の課題であります。現在、本市の待機者数はいずみ、長生園の入所者総数を超える210人に上っています。特に、施設が新しいためか、いずみでは120人ももの申し込みがあり入所待ちが長期になっている状況であります。

これらの実態を無視して、厚生労働省は、介護は在宅が基本だと事あるごとに弁明してきました。もちろん人生の最期まで家族の中で、家族に囲まれて過ごすことは高齢者にとっても家族にとっても一番幸せです。しかし、現状では在宅介護はとて無理な事情の家庭が広範囲にいるのが実態であります。こうした家族のお年寄りに対して、せめて特養ホームのぬくもりの中で生活をさせてあげたいというのは、家族はもとより関係者の純粋な願いであります。そのために寒河江市は、施設整備を急ぐ必要に迫られております。

昨年度、市の16年度重要事業として国、県に特養老人ホーム建設に対する財源措置の要望が提出されました。その後の経過について議会の文教厚生委員会などで示されました。また、昨年3月には寒河江市でも第2期介護保険事業計画が策定され、超高齢化社会に向けて平成19年度までの各年度の整備目標を立て実施に向けている中で、厚生労働省は特養ホームの建設補助金の削減を実施しました。このことは寒河江市だけでなく各自治体がそれぞれの実態に応じて整備計画を定めてきたのを完全に無視したものです。特養ホームでは、在宅で生活する高齢者にとっても介護を支える家族にとってもいざというときの支えであり、ぜひとも必要な中核施設であります。今後、国に対して引き続き予算の確保を求めていくのは当然であります。市

単独事業で特別養護老人ホームなどの増設を検討すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、17年度事業採択に向けて事業者が再度事業計画を提出されていますが、第1回目のヒアリングが先日開催されたとお聞きしております。その後の国、県の動向と建設計画の見直しをお伺いいたします。

次に、今回計画されている特養老人ホームの施設は厚生労働省が進めている新型特養で、ユニットケア式の全室個室型となっています。これらの施設の特徴は、入所者の居住環境や生活リズムを住まいにできるだけ近づける工夫がなされていること、また、人権やプライバシーが擁護されるのが特徴といえます。しかし、これだけ高級化設備を備えた施設であるために、建設費は利用者負担が原則となっております。

当初の厚生労働省の案では、ホテルコストは月一般で4万円から5万円、低所得者・世帯非課税では3万円から4万円となり、老齢福祉年金受給者は2万円から3万円の負担と言われていました。これにこれまでの介護利用料の1割負担と食事代を含めて月5万円程度の負担がありますので、当然上乘せとなります。これらの施設は、利用料がかさむことで経済的に余裕のない方は入所できない状況になります。今後、新型特養ホームに移行していくのであれば、利用者や施設者への援助策が不可欠だと考えます。個室を希望する全員が入所するには低所得者に対する負担の軽減措置が必要と考えますが、対策についてどのように検討されているのか市長の見解を伺います。

次に、学校教育について教育委員長に伺います。

御存じのように、幸生・田代の両地区は、少子高齢化が急激に進んでいることで、児童数の減少も同時に進行しております。こうした流れに拍車をかけるごとく、平成13年5月に行政改革実施計画に示された組織の見直しでは、住民の反対をよそに両地区の幼児学級の廃止が強硬に実施されました。実施に当たって、住民との説明会の席上で地域から山村留学やふるさと留学などを望む声があったことを受けて、教育委員会は幸生・田代の小規模校入学特別認可制度を発足させました。

その後、平成15年度から幸生・田代の小規模校、略称特認校に指定し、学区外から入学、転学の児童生徒を受け入れるという制度を進めてきました。過疎化の中で児童数の減少に苦慮していた両小学校と地域にとっては、学校の再生と地域活性化を目指し、地域とともにその成功を目指して取り組んできましたが、このような状況を踏まえて導入されてきた特認校制度に、昨年に引き続き今年度も応募者がなかったとお聞きしています。当初関心を持っていた方がいて問い合わせもあったということですが、これらの経過と特認生の入学に至らなかった問題点について伺います。

次に、教育委員会は、小規模校の有する特徴ある少人数学級や恵まれた自然環境を通じて、豊かな人間性をはぐくんでもらうというのが特認校のねらいとしています。現在、文部科学省は、教育の規制緩和と称して地域や学校ごとに特色を出しなさいと言いながら、やり方や時間のやりくりは全国一律で、そのちぐはぐな指導方針は学校現場を混乱させているだけです。ですから、教育委員会が一たん特認校の指定をする方針を出したなら、システムとして機能させるための試行錯誤をする機会を十分に与え、その取り組みを奨励していくことが大事だと考えます。また、実現の可能性を考えると、やはり現実に転入生を迎えている学校の環境や交通手段、さらには自治体の支援などきめ細かなところまで調査研究し、期待にこたえていくべきと思います。

教育委員会として、17年度に向けて特認校の諸課題の解決にどのように取り組んでいく考えでられるのか教育委員長にお伺いいたします。

以上で第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

学童保育の件でございます。

急速な少子化の進行が、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることから、これまでの子育て支援の取り組みに加え、さらに子育て環境の計画的かつ総合的な整備が求められているところでございます。

放課後児童対策としましては、学童保育の運営を積極的に支援するとともに、子育て支援センターやファミリーサポートセンターとの連携を強めて、子育て支援体制の強化に努めているところでございます。

寒河江市におけるところの学童保育につきましては、昭和63年4月に南部小学区に現在のなかよしクラブが発足し、その後平成3年に寒河江中部小学校にわんぱくクラブ、平成10年に寒河江小学区にきらきらクラブ、平成14年に西根小学区にねっこクラブ、そして昨年平成15年に柴橋小学区にやまびこクラブが発足されたところでございます。

本市の放課後児童対策事業は、県補助金を活用し各運営委員会が実施する学童保育に委託する方式で、児童数300人以上の小学校の学区に学童保育所の設置を目標にして取り組んでまいりましたが、昨年柴橋小学区に五つ目の学童保育所が設置され、市内小学校全児童数に対する設置率は80%を超えております。この平成16年4月における入所児童は全体で193名となっており、低学年の1年生から3年生までは154人で、高学年の4年生から6年生までは39人となっております。昨年同期と比べて45人の児童が増加しており、学童保育に寄せられる期待の大きさが伝わってきます。

それで、御質問のありました小規模学区への学童保育所の設置についてでございますが、各小学校単位では学童保育を必要とする児童数が少人数であり、今の実施要綱では運営母体が一定規模でないと運営が難しく、単独設置は運営コストのみならず学童のよさである異年齢児童集団による児童の活動や、放課後における集団生活による社会性の形成など配慮すべき課題があると思われまます。このことから、どのような形態でのサポートが適切なのか等について、調査研究している段階でございます。今年度中には、今後の10年間の子育て支援のための行動計画の策定を計画しており、昨年度実施したアンケート調査の結果などをもとに議論し検討してまいる考えでございます。

それから、学童保育の実施に伴う小学校の利活用についてでございます。

既に西根小学区においては、市教育委員会及び西根小学校の御理解と御協力を得まして、ミーティングルームを使用して実施しておるところでございますが、これは西根地区においては小学校周辺が地理的な要因から設置場所として最もふさわしく、周辺で適当な場所がなかったことから現在の施設を使用して実施しておるわけでございます。このように、各学童クラブの設置場所については実施形態や地理条件などさまざまな要因を総合的に勘案する中で決めていく必要があります。以上のことから、小規模学区の学童保育所の設置場所につきましては、今後設置形態の検討などを進めていく上で考えていく必要があるものと考えております。

それから、14人以下の学童保育所に対する委託料の算出基礎で、休日や安全管理上、指導員の配置基準は1名でなく最低でも1.5人とすべきではないかということでございますが、本年度においては14人以下の学童保育所はありませんが、これまでは指導員の処遇に不均等が生じないように、また、御質問もありました安全管理に配慮し、長期休暇などのパートの雇用等に対応できるよう指導員賃金適正化加算として特別加算制度を設けまして、1.5人分に近い委託料を交付し対応してきておるところでございます。今後この基準に該当するような場合を想定し、本年度の実施要綱においては委託基準額に特別加算分を織り込んで基準額表を作成しておりますので、御質問のあった件につきましては考慮されているものと考えております。

次に、特養ホームの入所の問題でございます。

この入所指針の策定につきましては、平成14年8月に国の運営基準が改正されたものでございまして、それに伴いまして県において具体的な入所指針を作成し、その通知を受けまして、県内の各特養ホームが設置されている全市町村が共通の認識に立って、おのこの指針を作成したところでございます。

本市では、二つの特養ホームの施設長や担当者を交えて作成に取り組みながら、昨年10月に寒河江市特別養護老人ホーム入所指針を策定いたしまして、11月から適用させてまいっているところでございます。

御案内のように、指針に基づく評価基準は、御指摘もありましたけれども、点数制となっております、大まかには一つは本人の状況、二つには居宅での介護状況、三つには主な介護者、四つには同一世帯における他に介護が必要な人の有無、そして五つ目にはその他特記事項などに分類されておるわけでございます。入所検討委員会には、施設職員以外の地域を代表する当該法人の評議員や市の担当者も加わることで客観性や透明性を持たせ、また、決定に当たっては合議制をとっていることから、より高い公平性や信頼性が得られる制度であると認識しているところでございます。

次に、特別養護老人ホームしらいわ（仮称）でございますが、の整備に係る進捗状況についてお尋ねがございました。

計画の概要や要望に対する経過や結果については、これまでも一般質問や厚生常任委員会等で申しあげてまいったとおりでございます。今年度も引き続き17年度事業採択に向けて、設置予定事業者と一体となって努力をしているところでございます。

過日、今年度1回目のヒアリングがありました。一部国の補助基準の変更などに伴い、補助金の減額や基本設計の一部手直しなどの指導がありました。基本的には当初と同じ計画内容となっております。

しかし、御案内のように、三位一体改革の中で国の予算も定かではなく、先行きが不透明な状況には変わりはありません。現時点における県内で要望している事業者は、創設・増設・改修を含め7カ所のようにございます。そのうち創設いわゆる新規開設と言われるものは本市のみと聞いておるわけですが、秋に予定される2回目のヒアリングまでになお変動があり得ると思っておりますし、いずれにしましても予断は許されない状況にあると認識しておるところでございます。

それで、御希望がたくさんある、あるいは待機者もおるから市で建設してはどうかということのお尋ねもあつたわけでございますけれども、こういう特養施設というようなもの等につきましては、やはり民間事業者、法人の方にお任せすることが最も適当であろうと思っております。

次に、事業が採択され、新型特養ホームに低所得者が入所した場合の利用料の軽減策でございますが、いわゆる個室料金を含めた利用料の減免制度については、現行の特養ホームに入所する低所得者と同様に一定の条件を満たす場合には軽減することで国の実施要綱も既に改正されているところでございます。私の方からは以上でございます。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 学校教育について、特認校制度についてお答えいたします。

本市の特認校制度は、自然環境に恵まれた小規模の小学校で、心身の健康増進を図るとともに、自然の中で豊かな人間性を培いたいという市内の保護者、児童の希望がある場合に一定の条件をつけて入学を認めるものであり、御案内のとおり、平成15年4月より幸生小学校、田代小学校を指定しております。これは該当校の活性化はもちろんですが、本市学校教育の目標である「感性豊かでみずから学び、たくましく生きる児童生徒の育成」に向けた具現化の1方策として推進しております。

さて、特認校制度を始めて2年目を迎えましたが、この制度を利用している児童は残念ながら現在のところおりません。しかしながら、この制度を開始してから該当する2校の教育活動が、地域と密着しながらより活発化し充実してきたことは大きな成果だととらえております。両校とも地域の恵まれた自然や豊かな人材を活用したさまざまな教育活動が展開され、生き生きとした学校運営が展開されているところです。

幸生小学校は「幸生夏の学校」と称して、音楽家を招いて家族ぐるみで音楽鑑賞を行ったり、葉山登山を行ったり、天体観測、熊野川探検などの活動を展開したりしております。田代小学校でも、学校園での農作業の栽培や、地域に流れる川の調査などを総合的に結びつけた学習を展開し、昨年度は山形県環境アセスメント協会よりエコキッズ山形大賞をいただいたりしております。また、それらの学習成果を地域に発信するだけでなく、フローさがえを会場とし市民に発信していくなど学習に広がりを見せ、生き生きとした学習活動が展開されております。さらには、小規模校の特性を生かしながら個別指導を行い、一人一人が主役の教育が実践されているところです。総じて、特認校制度が打ち出されたことによって、学区外からもぜひ通いたいと思われる特性を前面に打ち出した学校経営が積極的になされ、地域と一体となった教育活動がより一層推進されております。これらの教育活動は、市内の各学校にもいい影響を及ぼし、各校とも特色ある学校づくりが推進されているところです。

特認校制度につきましては、教育委員会としましてさまざまな広報活動に力を入れてきました。保育所、幼稚園に通う年長児及び市内1年生から5年生までの全員に特認校制度の案内を配付し広報したり、市報さがえを活用して広く市民に広報したりしているところです。また、交通の便を考え、他市町村の特認校では基本的に自力通学または家族の送迎が多い中で、本市においては高松駅からスクールバスを運行する体制を整えているところです。

今後、特認校制度を推進していくためには幸生小、田代小の特色を前面に出し、さらに自然環境や地域を生かした学習活動を展開することはもちろん、少人数指導の効果を生かしたさまざまな教育活動を推進していくと同時に、市報等を活用してそれらの取り組みを発信したり、今後とも学校公開日や見学会を開催して市内の児童、保護者の理解を図ることが課題であるととらえております。今後とも、この制度を積極的に推進していきたいと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 第1問に対して、答弁どうもありがとうございました。

学童保育について、今国を挙げて支援活動をずっと続けている中で、やはり地域として一番少人数学区の対応が非常に深刻になっているのが、どこの市町村もそうだと思うんですけども、この問題に取り組むときには少人数であるからとか、やっぱり規模の大きい学校は優先的に確かに進みますけれども、少人数対策をどうするか、これが一つの政策の中心課題ではないかなと思います。

せっかく白岩に宅地が造成されて、住宅建て、よそから移り住んできた人が核家族のために、今は保育所に入所して夕方7時まで保育を受けて安心して就労できるような状況になっております。しかし、小学校の低学年となりますと、帰りが1時、2時の段階で、小学校1年生あたりはね。そういう中でやはり心配なのは、親として心配なのは、放課後対策が非常に深刻になっているんです。

私も昔横須賀にいたのですけれども、そのころは、30年前ぐらいなんですけれども、そのころはかぎっ子などという子供が相当はやって、学童保育所の設置を求めることがずっと経過しておりますけれども、しかし、今こういう問題が寒河江市でも話題になっているのが、ちょっと流れとしては大分遅いんですけれども、地元から要望あれば当初市長も何とか検討していくということを行っていますけれども、しかし、現実として要望があれば、やはり段階として少人数でもできるような体制を組めば、先ほどありましたけれども、いろいろ指導員の配置に対して1.5人分の上乗せをすとか、そういう政策を組んでいるわけですね。これは実際、去年度はなかったはずなんです、この1.5倍の補助を出すということは、これは今実践している中で西根小学校が10人に満たなかったということで、その枠を上げてやはり運営を支援していかなければならないと考えた結果出てきたものだと思っております。

ですから、こういう上乗せもどんどんやって確かにいいんですけども、白岩地区特に陵西学区は特に人数的に非常に少ない学校ばかりですので、地域をまとめて、陵西学区をまとめてやろうというのはちょっと交通手段から何から考えて、非常に問題があって不可能だと思います。ですから、最初は5人でスタートしても、それらの学童保育所のよさを理解してどんどんふえてくるのではないかと私は思っております。

ですから、アンケート調査結果などを見る前に、やはり要望出ている箇所についてはきちんとこたえていくべきと私は思いますけれども、市長は研究段階で今年度の実施計画の中でいろいろ研究していくとありますけれども、やはりこの辺の実態を、声がありますので、この辺を前向きに検討していただきたいと思います。

それから、介護施設の入所の点数評価についてでありますけれども、今非常に問題になっているのは、この点数制度によって「あなたは何番目ですからもう1年以上待たなければ入所できない」という宣告されるような状況になっているんですね。ですから、先ほど第1問で述べたように、入所を辞退する方が実際出ているんですね。やはり県あたりは、施設不足を理由にこうした制度を利用してできるだけ待機者の数字を減らすための単なる制度でしかないのではないかと私は思っております。確かに今まではこの点数評価については各事業所ごとに当然あったんですね、この入所の評価基準というもの。それ運用すれば何も今までと内容は変わらないんですね。ただ、きめ細かく点数評価制度を出してきたわけですけども、これは介護を受ける本人のことを考えないで家族の状況を優先的にしているような状況が見られます。

実際、本人が安定しておとなしく在宅で介護もできるような状態の人は点数がずっと下がるんですね。そして痴呆症で逆に徘徊したり、あるいは大声を立てるなど異常になった場合のことを、そういう人たちが優先されている状況なんですね。ですから、この点数制度ではじかれた人はもう全く施設に入れず、これが今の現状であります。そして、この点数評価で2カ月に1回実施するんですけども、入所順位は5人までは決定されております。しかし、緊急の人に対して5人が終われば、その人が6番目に入ってくるんですね。ですから、緊急の人が1番に入れるという条件が今のところないんですね。

ですから、こういう問題もあることで、県は試行的に介護施設の短期入所の病床を2床ぐらい借り切って緊急者に対応できるような制度を試行的に実施しました。去年9月から12月までだったと思うんですけども、やはりこうした緊急者に対応するための一つの試行なんですけれども、実際、市の方でもこの結果は当然御存じだと思うんですけども、県のこの調査の結果を見ますと、3割ぐらいがこの制度を利用して大変恩恵を受けたということであります。ですから、寒河江市としても今後こういう緊急者に対してやはり施設を2床ぐらい買い取ってこうした人たちのために緊急に対応する制度をすべきだと私は思っていますけれども、この辺について市長の考えをお聞きしたいと思います。

そして、緊急者に対して今介護の手引きなどを見ますと、寒河江市としてこういう人たちに対応する窓口が全くないんですね。ほとんど全面的に介護の事業者任せなんです。これまではこの措置制度の中ではいろいろ市では対応してきたのですが、そういう制度もなく事業者任せで、事業者に施設入所を拒まれればもう入れない状況になっております。

そして今、現状として短期入所でさえ緊急で入れない方が続出しています。特に冬季間の、冬の寒い間、やっぱり施設に入る人が増加してきております、短期入所で。そしてまたこれからさくらんぼの収穫時期に入りますけれども、こういう時期にも施設は満杯になって入所できない、そういうことが今の実態であります。ですから、緊急に対策をもう少し行政として相談窓口を確保して、入所の相談窓口として確保してもらいたい。この点について市長の見解をもう一度お伺いいたします。

それから、白岩の特養の建設の問題でありますけれども、なかなか今の国の動向が見えない中で非常に大変な状況と聞いております。しかし、なるべく早く建設しないと国の算出標準がどんどん今引き下げられているんですね。今現在で3.2%となっていますけれども、これを国はまださらに引き下げて施設をふやさない方向で計画しているようですので、ぜひとも17年度に採択できるように全力で頑張りたいと思います。

それからもう一つ、緊急対応について市長にお伺いしますが、この介護保険導入時から専用回線を使って施設の利用状況などいろいろネットで、ワムネットというんですけども、こういうサービスがずっと行われてきたのでした。しかし、この利用について余り芳しくなく、この利用状況を見ますと、日本で8カ所、8県で実施しているだけで、山形県としてはこういうデータに入力されているのはほとんどない状況です。これ、施設で入所状況、空き状況、短期入所の利用状況、全部データとしてインターネットで今は掲載されているんですけども、出ているんですけども、これをやはり行政が事業者に対して指導して、こういうものを積極的に住民に知らせるような方法をとるべきだと思っております。当初は各事業所でも入力してやっていたのですが、今、施設が満床の状態でもやはりマンネリ化しているので、こういう入力がかたがたとされていないのが現状だと思います。

私もインターネットでいろいろ検索してみると、長野県が非常にこのワムネットに対しては積極的に事業展開されております。やはりどこの施設があいているかすぐさま見えるんですね。ですから、緊急で入所しようとするところがあいているか検索するとだれでも情報を受けて、ああ、ここがあいているんだということとすぐ電話で確認すれば入所できるようなシステムになっているんですね。

ですから、本来はこれ日本全国共通の施設ですから、どこにも入所できるような状況につくったはずだと思うんです、厚生省は。それをやはり施設任せでなく、事業者任せでなく行政としてこういう指導もして、住民に情報を提供するようなシステムにつくっていただきたいと思っております。

それから、ホテルコストについて、今、白岩に建設されようとしている特養は全室個室型となっておりますけれども、実際に4万円から5万円払ってここに入所しようと、これまでの利用料を含めると約10万円近くの費用がかかるわけです。こうした施設が白岩に出て果たして入居できる方何人いるか、ちょっと難しい条件になるのではないかなと思います。

せっかく50床もあって、特殊な高額所得者のような人しか入所できないような制度であってはならないと

思っております。ですから、これに対してやはり2分の1補助とか、特別な枠を設けていかなければ公平性に欠けるのではないかと私は思います。今後ともこういう施設に対してまだ建設されようとしている段階にありますけれども、今後ホテルコストについて具体的な検討をしていかなければならないと思っておりますので、今後ともこの問題については低所得者が入れるような条件づくりを検討していただくようお願いしたいと思っております。

それから、教育委員長にお伺いしますけれども、やはり特認校をするというときには、地域では田代・幸生地区で学校が廃止されるのではないかと不安からいろいろ地元で話し合っ、留学制度とかいろいろな制度があれば幸生にもそういう転校生を迎え入れれば、学校も継続して持続できるような方法を地元でも喜んで歓迎していたのですけれども、結果的に2年間が経過した中でゼロということは非常に今住民はがっかりしております。

そして、地元ではどうすればこの学校に来てくれるのか、教育委員会はどのような寒河江市の学区に対して指導をやっているのかとか、成功した例などはないのか調べてほしいということである話ありまして今回こうした問題を取り上げたのですけれども、やはり地元の意識としては地域の活性化のためにいろいろ今、教育委員長から話ありましたけれども、学校と地域と共同でいろいろな事業を取り組んだりして頑張っております。ですから、特徴を出すために努力しているのですけれども、その努力が何だか身が入らないような今の特認校制度でありますけれども、これ、やはり課題は、教育委員会としていろいろ課題についてどうい課題があるのか調査しているのか具体的に説明がなかったわけですけれども、多分私思うには、通学のための交通手段が一番ネックだと思います。

あと通学中のトラブル、あとPTAの活動とか、いろいろもろもろ出てくるわけですけれども、やはり、こういう課題解決に今まで特認校制度を活用して、入学者、転学者を受け入れているところがかなり出てきているんですね。そういう実態を教育委員会としてつかんでいるのかどうか。

私、ちょっと思ったんですけれども、千葉県野田市では児童数の4割を超える入学者を迎えております。この千葉県の野田市はかなり特徴的なことをやっております。少人数であっても、先ほど学童保育所の問題ありましたけれども、五、六人でも学童保育をやったり、あるいは土曜日にはサタデースクール、そういう学校で特別な授業をして児童を受け入れているとか、非常にユニークな取り組みもやっています。

ですから、こうした地域、各自治体の状況などを確認した上で、もう少し先進地のこういういいところを職員を派遣して調査をさせ、この辺を17年度向けに実施していく一つの課題解決のために進めてもらいたい、調査研究をするような方式をとってもらいたいと思いますけれども、その辺について教育委員長の見解を伺いたいと思います。第2問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 緊急者の対応ということで、行政側として二、三ベッド確保できるようなことは考えられないかと、こういうようなことですが、検討委員会で順位を決定されまして、待機している者との整合性や、それから入所に当たりましての施設としての責任も伴うというようなことから、本人の意思や身体状況、感染症の有無の確認等最低限必要な手続、それから費用負担なども伴うわけでございます。いろいろあるわけでございますので、現実的には困難ではなかろうかなと、このように思っております。

それから、窓口の話も出ました。冠婚葬祭などのためいつもの介護者が不在になるということで不安がるという場合も出てくるわけですが、本人が介護認定を受けている方であれば、あらかじめケアマネージャー、介護支援専門員に自分の希望や心身の状況など家庭の状況に合ったところの介護サービス計画を作成してもらおうというようなことで、ケアマネージャーとのかかわりを持っておくということも必要だろうし、当事者といたしましてもそのような事態を想定しまして、日ごろから親族とも連携をとっておくことが大切なのではなかろうかなと、このように思っております。

それから、ワムネットでございますか、そういうことでいつでも施設の状況がわかるようなことの情報というものを流しておいてはどうかということでございます。それからもう一つには、新しく建設されるであろうところの白岩の特養に対しましても低所得者の枠をとってはどうかということもございますけれども、これらにつきましては事業所の方にこういう質問があった、こういう御提案があったというようなことを伝えておきたいと、このように思っております。以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 特認校制度については、やっぱり田代とそれから幸生の大自然を生かしたものを、そういうふうな教育活動を行っているわけですが、それをやっぱり理解してもらう、そういう価値観を持った人を受け入れるということで、それをこれから今後ともPRをしていく以外にないのではないかとこのように思っております。

なお、人を派遣して他校のうまくいっている例などを調査してはどうかというふうな御質問ですが、私の見た範囲内では北海道の何学校だったか、ちょっと忘れてしまいましたけれども、スキーマの専門家を養成しているような特認校がございます。ここではやっぱり将来スキーマの選手になるというふうな生徒が相当入っているようでございます。それ以外ではなかなか大変なようですが、私の方では、先ほど言いましたように、そういう今のことを理解してもらう、そしてそういう人が出た場合にはそれを受け入れるということ以外にはないのではないかとこのように思っております。

なお、具体的な人をやってやるというふうなことに関しては、これからの研究課題とさせていただきたいと思っております。なお、他校の成功例や何かについての具体的なことに関しては、担当課長の方からお答えいたします。

佐竹敬一議長 学校教育課長。

菊地宏哉学校教育課長 では、県内の状況について申し上げます。

県内の方は全部で11校特認制度がございます。山形市、天童市、上山市、山辺町、それから八幡町と寒河江市というふうになっております。成功している例といわれますと、これ今後詳細について調べていきたいと思いますが、山形第一小のみ非常に人数が、13名ほどいるとは聞いておりますが、そのほかについては非常に困難な状況になっているという状況を今のところ聞いております。今後詳細について実態を調べて検討していきたいと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 緊急者の受け入れについては非常に困難な問題はあるんですけども、現実的に今介護を受ける人がたらい回しになっているような状況であります。家庭によってはいろいろな家族関係や友人、知人を頼ってこの介護の施設探しに躍起になっている状況もあります。せっかく老人ホームに入所しても、そして途中で骨折して3カ月病院に入ったために戻れない、そうしたらどうするのかと、完治して戻れないとなればどうするのかと、これやっぱり家族挙げてこういう問題に取り組んでいる状況です。ですから、いろいろな情報をやはり市民、介護者本人よりも家族関係に知らせるために、いろいろな情報網を使えるような状況にしていってほしいと思います。

それとホテルコストについては、事業者伝えておくばかりでなくて、寒河江市として何らかの、この施設ができれば対応せざるを得ない状況になるかと思っておりますので、その辺について今後検討をしていただきたいと思っております。

あと特認校について、特にいろいろな課題はありますけれども、成功しているところ、県内にはないかもしれませんが相当出てきているんです。宣伝、広報活動だけでは十分でないと思っております。各児童にチラシを配って理解されるような問題ではないと思っております。やはりこうした取り組みをやっているところの特徴ある学校に何らかの形で、研修ではないですけども、交流事業なども進めていけば、教育委員長が言う自然のよさとか、そういうのは確かにわかってくるとは思いますけれども、親子でそういうところに行けばある程度、こういう環境で特認校では、こういう学校に行けばこういう楽しみのある教育が受けられるんだということが判断できると思うんです。

単なるチラシ配って市報に出したからそれで済む問題ではないと思っておりますので、今後やはり、さっきも言いましたけれども、先進地の地域に対して職員が行ってどういう実践をしているのか具体的に調査して、こちらの失敗している例ばかりではなくていいところを見てきて、まずね、大体人の集まるようなところを見てきている課題解決していただきたいと思っておりますけれども、それに私も行きます。

それに、結局今の条件としては交通手段が一番だと思っております。ですから、今、スクールバス、高松まで出しますけれども、これをさらに延伸というか、寒河江あたりまで延伸すればそういう可能性もあるのかどうか、それらも試行錯誤することも私は必要だと思います。ですから、特に言ったように、地域との交流をもう少し学校として特徴ある学校に行き交わるとか、交流するような条件づくりをやってほしいと思います。

以上で私の質問を終わります。

川越孝男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号11番、12番について、17番川越孝男議員。

〔17番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 私は、通告している課題について順次質問いたしますので、市長並びに監査委員の率直な答弁を期待をするものであります。

通告番号11、病院問題について、市立病院の医師確保策とそれに伴う交際費支出に関してお伺いいたします。

寒河江市立病院の医師確保策については、これまでも再三にわたって論議してきました。市立病院の場合、山形大学からの医師派遣を基本として組まれており、市長、病院長を先頭に、当局においても山形大学との信頼関係をつくり上げるために大変な苦勞と努力をなされていることは評価をするものであります。しかし、県内の自治体病院における医師不足は、これまでの慢性的な不足に加え新人医師の研修制度の強化でさらに深刻になっています。

このように医師の絶対数が不足する中で、各病院が奪い合うような状況になっています。白鷹町立病院では、山大から派遣されていた産婦人科常勤医師の派遣打ち切りで、健診も出産も不可能との新聞報道がありました。まさに病院の存亡にかかわる状態となっているところも生じているのであります。

したがって、各病院とも医師確保のために信頼関係を築くためと称して、教授や医局に気に入られるように法的にぎりぎりの対応が余儀なくされているように見えてなりません。寒河江市でも医師確保に向け大変な努力を続けていますが、私は現在の対応の一部を見直す必要があると思うのであります。

その一つは、もっと科学的に対応すべきだと思います。山大に派遣可能な医師が各科ごとに何人いるかわからない中で、義理や人情だけで要請するのではなく、山形大学から現在派遣されている医師及び派遣可能な医師の数を具体的に明らかにしていただき、その上で派遣先が決められるようにすべきだと思います。そして、そこには県民全体のこと、全県的な地域医療の視点も加味されるべきだと思います。もちろんこういったことは寒河江市だけでやれるものではなく、県行政の果たすべき役割が大きいとは思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

県内の医師不足を解消するために、県医療対策協議会が発足されたと報道されています。多くの県民から実効ある成果が期待をされています。佐藤市長もこの協議会の構成メンバーと伺っています。そこで、抱負も含めて市長の御所見をお伺いいたします。

二つには、派遣医師を迎える側の対応の問題だと思います。ぜひ行って働いてみたいと言われる病院にすることです。そういう意味では、第4次振興計画に示され、土地の先行取得もしている寒河江市立病院の整備計画が合併との関係などもあり先送りされていることは逆効果になっているのではないかと思います。したがって、早急に具体化すべきと思いますが、今後の見通しも含め市長の見解をお伺いいたします。

次に、新聞報道なつたさくらんぼ贈答について伺います。

この記事の中に「医師が足りない以上泥臭い努力は続けなくてはならない。黙っていて医師が来るならそうしている。さくらんぼの贈答は今後も続けるつもり」、また「市民の健康を預かる以上信頼関係を強めるのは当たり前。さくらんぼも市としてお世話になっているから公金からの支出だが、市民の理解は得られていると思う」との当局の談話が載っており、昨日の答弁でも市長は同じ発言をなされています。

このことについて、市民の間でもさまざまな意見があることは承知をしています。また、この種の国民世論も二分していたが、公費支出に批判が強まり、公務員の綱紀粛正や倫理面の確立などで受ける側の規制も進み、現在はやめる方向に向かっています。以前は、寒河江市でも国の補助事業の採択を受けるにはつながりが必要として中央省庁へのさくらんぼの贈答がなされていたわけですが、現在は行われていませ

ん。

そこで、2点についてお伺いいたします。

一つは、暗に見返りを期待し、官が官に公費で贈答することの是非について、市長並びに監査委員の見解をお伺いいたします。

二つには、さくらんぼの贈答をこれまで続けているわけですが、医師確保に効果があったと判断されているのか市長の見解をお伺いいたします。

次に、山形大学医学部にかかわる寄附金問題について市長に3点お伺いいたします。

一つは、問題となった寄附の事実経過と再発防止策をどのように考えておられるのかという点です。

二つには、寄附金の要請を受けた平成15年9月17日付文書には、OB会が建設し完成後に山形大学に寄贈をする旨の記載の有無及び同趣旨の説明の有無についてです。

そして三つには、地方財政再建促進特別措置法に抵触するおそれがあるとのことですが、具体的にはどの行為が問題になるのかお伺いいたします。

次に、監査委員に2点お伺いいたします。

一つは、寄附問題について、監査委員が行う例月出納検査ではチェックできず、山大側からの申し出で初めて法に触れるおそれがある支出であることが判明したと言われていますが、行政側の未然防止策及び伝票で確認する例月出納検査段階でチェックを可能にするにはどうすべきと考えておられるのかお伺いいたします。

二つには、山形大学医学部教授や医局との懇談会や懇親会などの会食に交際費や食糧費からの支出がこれまであったのかどうか。あっても別に問題ないとした場合、その判断の基準はどうなっているのかお伺いいたします。

次に、通告番号12、市町合併についてお伺いいたします。

1日に開催された市議会全員協議会に、市長より寒河江市・西川町・朝日町の任意合併協議会が5月29日に解散した旨の報告がありました。それによると、両町では昨年12月に決定した合併協定素案と新市建設計画案について町民への説明を実施し、その後にアンケートを実施した結果、両町とも反対が賛成を大きく上回ったことから、それぞれ合併を断念することが決定したために任意協議会の解散に至ったこと、寒河江市としては今後一層の行財政改革を進めていかなければならないということでありました。両町のアンケート結果は住民の意思であり、真摯に受けとめ尊重されるべきで、両町の判断は極めて適切で妥当なものと思いを思います。

ところが、新聞報道で寒河江市長と議長が疑問を呈したとの記事に私は半信半疑でいましたが、昨日の質問への答弁を聞いて正直唖然といたしました。私たちはこの間合併の是非は住民の意思を尊重し決定することが重要であるとして住民投票や住民アンケートの実施を求めてきました。しかし、市長は、市民から選ばれた市議会の議決を得て進めるので、住民投票や住民アンケートをとる考えはないとして寒河江市では実施しませんでした。確かに制度上は住民の意向調査の必要はなく、議会の決定を得れば進められることになっています。しかし、自己決定、自己責任が求められる分権の時代に、50年、100年後の市の骨格を決めると言われる大事な市町合併に、市民の意思が反映される機会を与えないというのは時代錯誤との指摘は免れないのではないかと思います。

一方、住民への説明、座談会や町民アンケートを実施した両町では、合併協定素案や新市建設計画案を町民に示し直接町民とひざを交えて議論を重ねたことは、今後のまちづくりを行う上でも非常に有意義であったと言われています。まさに自己決定、自己責任を果たす住民参加の実践活動であります。これが今の時代に求められている姿ではないでしょうか。したがって、こういった一般的な取り組みが実施されない寒河江市の姿は、両町民にとっては特異な体質と受け入れられなかったことはないのか反省すべきと思うのであります。

そこで、1市2町の任意合併協議会が解散に至った原因と反省について、改めて任意協議会の会長であった市長の見解をお伺いいたします。

次に、第5次振興計画の策定についてお伺いいたします。

私は、行政の空白は許されないとの立場から、合併の取り組みと並行して第5次振興計画の策定作業を求めてきました。合併が破談した今、早急に第5次振興計画の策定に着手すべきと思います。第4次振興計画策定のときは20歳以上の男女3,000人を対象としたアンケートの実施、また座談会も各層別に4回、地域別座談会が9回実施されています。さらに市議会に対しても全員協議会が2回と庁内プロジェクトメンバーの研修会が2回実施されています。そして、諮問を受けた振興審議会は6回開催され、その部会が16回の開催の中でまとめられているのであります。

そこで、今回の第5次振興計画の作成に当たっての手法及びスケジュールについてどのように考えておられるのかお伺いいたします。

次に、個人情報保護条例の制定について伺います。

この必要性については、これまで何回となく申しあげてきましたので繰り返しません、準備されている条例の内容と制定時期についてお伺いをいたしまして第1問を終わります。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休 憩 午前11時03分

再 開 午前11時20分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、市立病院の医師の問題でございます。

病院の勤務医師の確保というものは、全国的な医師の地域偏在、特に地方におけるところの医師不足や、そのことに起因する名義貸しその他の課題などから、昨今特に社会的関心が高まった問題でもあるわけでございます。地域医療の担い手である市立病院におきましても、医療従事者確保、中でも診療体制の牽引車である医師確保は重要な課題であり、これまで種々取り組みを行ってきたところでございます。

昭和48年に山形大学医学部が創設され、平成に入るところからは主に同医学部関係部局からほぼ安定的に医師の派遣等をお願いできることとなり、今日の市立病院の診療体制が形成されることとなりました。この間、同医学部関係部局に赴くなど多くのチャンス、機会をとらえ、市立病院のその時々々の診療実績、経営状況や課題などをお伝えするとともに、医師派遣やさまざまな御指導をお願いしてきたところでございます。このような活動、交流の積み重ねにより、市立病院の状況等を御認識いただく中で、医師派遣を初めとする多くの御支援をいただいていたことを御理解いただきたいと思います。

また、市立病院の設備や診療体制の充実というものは、市民の医療ニーズにこたえる上で不可欠であり、医師にとっての魅力ある病院づくりという点からも重要でございます。こういう考え方から、平成4年に160ベッドに規模を拡大するとともに、今日までMRIを初めとする各種医療機器の導入やオーダリングシステムなどの医療情報システムの構築など診療水準向上を目指した取り組みを進めてきたところでございます。

今後におきましても、同様の観点から、可能な限り施設面や診療機能向上のための体制整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

しかしながら、医師の絶対数が不足している本県の今日の状況下におきましては、大学医学部が供給できる人数に限りがあり、県内の病院は押しなべて医師不足傾向に苦慮する中、市立病院もなかなか十分な医師の確保に至らない現状も事実でございます。

大学医学部におきましては、人材養成や教育機能、研究機能、附属病院での診療機能、また、地域から期待される人材供給機能など多面的な社会的要請にこたえなければならず、これらを限られた人数で賄うことということは、特に本県の場合はなかなか難しいことであろうかと思っております。

医師確保の問題は、医療機関個々の努力とは別に、今申しあげましたように、医師の地域偏在による地域的医師不足を解消しなければ解決できない面がございます。国では昨年11月に厚生労働省、総務省、文部科学省によるところの地域医療に関する関係省庁連絡会議を設立いたしまして、同会議により医師確保推進策が検討され、本年2月に幾つかの方針が示されました。

また、これらを受けまして、県では県内病院への医師の定着化促進のため幾つかの事業を新たに予算化し、本年4月には医療対策協議会を設立し、本県における医師確保を目指した活動が開始されたところでございます。御案内のように、この協議会には私も県の市長会会長としましてメンバーに加わっておりますが、全県的な取り組みが特に重要なことはこれまでも強く認識しておりましたので、医師確保のための有効な対策確立に向け積極的に活動したいと思っております。

次に、市立病院のさくらんぼ贈答についてお答え申し上げます。

昨日の一般質問の中でも答弁申し上げたとおり、市立病院にとって山形大学医学部は身近な頼れる存在であり、日ごろ大変お世話になり良好な連携を築き上げてきたところでありますので、寒河江の特産物であるしゅんのさくらんぼを贈り味わっていただきましたが、交際費の支出としては妥当であり、市民の方々の御理解も得られるものと考えておるところでございます。これまでのさくらんぼ贈答の交際費の支出は、通常

直接的な見返りを期待して行われるものでなく、日ごろの交流や信頼関係を確かめ、深め、ひいては市民の健康づくり、医療向上につながっていることに感謝を申しあげて行ってきたものでございます。

次に、山形大学医学部創立30周年記念事業にかかわる寄附金についてでございますが、昭和48年9月に開学した山形大学医学部が平成15年8月で創立30周年を迎えたことから、同学部の同窓生で構成する山形大学医学部創立30周年記念事業後援会が、創立30周年記念事業を企画し、後援会から市立病院に平成15年9月に同事業に対する寄附の依頼がありました。

趣意書に記載された事業内容は、仮称医学部会館の建設、国際交流事業としての外国人研究者などの受け入れ、研究者等の海外派遣の実施などでございます。記念事業は人材育成や本県の医療レベル向上等に有意義なもので、後援会も国の機関ではなく任意の団体であったことから、地方財政再建促進特別措置法上も問題ないとの判断から、平成15年10月23日に寄附金として市立病院事業会計から10万円の支出となったものでございます。

しかしその後、平成16年、ことし3月1日、後援会から院長あての文書で、会館は大学敷地内に建設され、結果として国への寄附と同じ意味であると、同義である旨の連絡をいただきましたので、関係機関の見解を含め改めて検討したところ、地方財政再建促進特別措置法第24条第2項に抵触するおそれが高いとの市立病院内での結論に至り、市立病院から文書で返還をお願いした次第でございます。この要請は後援会から了承され、平成16年3月30日に寄附金返還を受けたものが一連の経過でございます。

このたびの件は、当初の確認不足や配慮の及ばなかった面などから、関係者に御迷惑をおかけする結果となりましたことについておわび申しあげたいと思います。今後このような事態を招かぬよう病院を指導したところでございます。

次に、合併の関連の問題でございます。

まず、1市2町の合併がならなかった理由についてでございますが、このことにつきましては先日の議会全員協議会や昨日の石川議員の質問で申しあげましたように、西川町と朝日町とも1市2町の合併に関するアンケートを実施し、その結果とそれぞれの議会の意見を踏まえて、法定協議会への移行を断念すると判断したことによるものでございます。任意合併協議会は、そもそも全会一致の決定を原則とすることを最初の協議会で決定して協議を進めたものでございます。西川町と朝日町の町長も含め計8回にわたる協議会での協議事項については全委員の合意によるもので、最終的に集約したのが合併協定素案と建設計画案でございます。

その内容は、2町に十分配慮されたもので、県内で最もスムーズに調整が進み、これならば住民の理解を得られるものと納得できるものをつくり上げることができたことは、他に誇れるところの協議会であっただけに、解散という結果に終わったということは、両町にとりましても当地域にとりましても非常に残念に思っているところでございます。

ただ、特に西川町において合併協議会の協議結果を町民に正しく説明されたのかと疑問に思っております。また、町長自身が8回にわたる協議にかかわり合意したものでありますので、わくわくするような夢を描けなかったとか時間が足りないなどと発言されましたが、町長はこの結果というものを一つ一つみずから町民にきちんと説明する責任があったのではないかと考えているところでございます。

今後の市政運営というようなことにつきましてであります。合併については白紙に戻ったものでありますので、今後第5次振興計画なり行財政改革大綱の策定に、早急に取り組んでいかなければならないと思っております。

これらの協議の中で、私も自分の考えを、リーダーシップを発揮しつつ住民にきちんと伝えなければならぬというようなことを特に感じておりましたし、また、自分の信ずるところに従って、現在の事態もさることながら、将来のまちづくりに対しましても、責任の持てる判断をしなければならぬというようなことを改めて思ったところでございます。

それから、第5次振興計画についてのお尋ねがございました。

1市2町の任意合併協議会が解散したことから、現在の平成17年度を目途とした第4次振興計画年次が終了するため、すぐにも第5次振興計画の策定に取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

その策定の手法とスケジュールの御質問でございますが、これも先日の石川議員の御質問にお答え申しあげましたように、6月1日の人事異動で企画調整課に担当職員を増員いたしまして、今月から策定作業に取りかかりたいと考えておりますが、庁内検討組織を設置する考えはあるものの、具体的な策定手法につきましてはこれから検討していくこととなります。

スケジュールにつきましても、平成18年3月までには振興計画の基本構想と基本計画というものを策定しなければなりませんので、その日程を踏まえまして、振興審議会への諮問や議会で審議していただく時期などのスケジュールも速やかに決めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、個人情報保護条例の制定についてでございます。

本市におきましては、これまでも個人情報の保護に努めてきたところでありますが、国の個人情報保護法成立を受けまして、その法律の内容や国からの通達、指導などを勘案した上で新たな個人情報保護条例の制定を検討することとしておりました。御案内のとおり、国において平成15年5月30日に個人情報の保護に関する法律が制定されたところでございます。この法律においては、個人情報の保護に関しての地方自治体の責務が定められたこと、また、電算機において処理された個人情報のみが保護対象とされていたものを、紙などに記録された情報も含め行政文書に記録された個人情報のすべてが対象となったところでございます。

これらを踏まえまして、本市においても地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策として、新たな条例の制定に向けて準備を進めているところでございます。これまで事務段階において検討している条例案においては、自己情報のコントロールを図るための自己情報の開示、訂正、利用停止の各請求権や、情報収集の制限、それから目的外利用の禁止及び救済措置など、国の法律に準じた条文を盛り込む予定でございます。制定の時期としましては、来年度からの施行を目指し制定する考えでございます。以上でございます。

佐竹敬一議長 監査委員。

〔安孫子雅美監査委員 登壇〕

安孫子雅美監査委員 私に対する御質問の中で、さくらんぼ贈答、10万円の寄附金問題、あるいは懇談会の経費の支出についてお答えを申し上げます。

まず最初にさくらんぼ贈答、あるいは10万円の寄附金問題についても交際費の問題でありますので、交際費に対する監査委員の立場、あるいは監査について申し上げます。

交際費につきましても一般経費と監査の建前上は同じであります。法律上、形式的には監査委員の監査権が及ぶものですが、ただ、交際費の性質、すなわち交際の程度、内容等については専ら交際費の使用者において判断される面が多い点にかんがみ、その判断を尊重する取り扱いとすることが適当であって、監査委員の権限に関する自治法上の199条第1項の規定、すなわち「監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する」という条項に基づいての監査においては、その内容を監査することは一般的には適当でないという行政実例が総務省の見解として示されております。

したがって、交際費につきましては一般の監査においては主として経理手続についてのみ監査を行っているところであり、内容については立ち入った監査は実施しておりません。ただ、交際費についての住民監査請求や、議長からの監査請求があった場合については、内容についても監査を行うことになっております。

また、違法性のおそれのある支出の未然防止をどうすべきと考えているかとお尋ねですが、監査委員の任務、あるいは権限としては、事後の仕事、監査でありますので、未然防止についてはお答えする立場にないと考えております。

また、例月出納検査での伝票での確認ということですが、通常は依頼者の寄附依頼の写しが伝票と一緒に後ろについて回ってきておりますので確認をしております。ただ、今回のこの寄附の依頼については、先ほど市長からも経過が説明ありましたように、最終的に国への寄附については明示がなかったために違法性の確認はできなかったということになります。

さらに、山大医学部との懇談会の回数と食糧費の適正な金額の判断基準とお尋ねですが、平成15年度は懇談会を2回開催し食糧費で支払っているというふうに承知しております。この際の適正な金額の判断基準につきましては、社会通念上、いわゆる社会常識に照らしてということ判断をしております。平成15年度の2回の懇談については、監査委員としては問題ないというふうに判断をいたしているところであります。以上でございます。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 1問に答弁いただきましたので、さらに理解を深めていきたいというふうに思います。お互いに質問している部分と当局の答弁をさらに深めるという意味で2問に入らせていただきたいと思います。

それで、最初に病院の医師確保の関係でありますけれども、先ほど市長からお話ありましたように、大変厳しい状況になっているということと努力しているということは、もちろんこれは私も認めた上で、そして先ほど市長のお話にもありましたように、山大の派遣できる医師の限りある人数の中で全体的に対応しなければならない、こういうふうなことなわけでありまして、これまで当局の方に聞いても「それでは山大で何人くらい派遣できるのか」と、このことを聞くと「わからない」と言うんですね。それであれば、もう全く雲をつかむような形でそれぞれ対応しなければならないのではないか。

したがって、もちろん毎年度違うし、先ほど市長からありましたように、大学での研究もある、教育もある、附属病院での診療治療もある、それから地域への貢献といいますが、そういうようなそれぞれがあるんだということは、これはわかります。そういう多面的なものの中で山大から派遣できる人数はどうか、それぞれの科ごとに何人いるのかと。これを出していただいてやっぱり派遣を決めていくというふうにしないとだめなのではないかなということでは先ほどお尋ねをしたのです。

それで、こういうことを聞いても山大が教えてくれないのかどうか、ここをお尋ねしたいんです。もうこれだけ社会問題になっているわけですから、山大の側としても私は説明責任があるというふうに思う。したがって、聞いても教えてくれないのかどうか、もし教えてくれないとしたら、先ほど市長も入っている協議会などでまず率先して山大側にこういう点の改善、善処を求めるべきだというふうに思うんですが、この点についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、病院の関係では市立病院の整備計画、これはもう第4次振興計画の中でも位置づけされているんでありますけれども、17年度まで、第4次振興計画です。そして、この間申しあげてきたら合併との問題もあるので、というふうなことで先送りされているような状況があるわけでありまして、市立病院の整備計画、この点について今後どうしていくのか。もちろん第4次振興計画は17年度までであるわけですから、この点について1問目の答弁ありませんでしたのでお聞かせをいただきたいと思います。

それから、さくらんぼの贈答の関係。市長はきのうも「妥当である」というふうなことを言われました。社会通念上、一般常識的に許されるもので妥当であるということであったわけでありまして、先ほど申しあげましたように、1問でも申しあげましたが、前は国に対しても中央省庁に対してもやっておったのですね。それがやめてきているということ、これとの整合性の問題。

それから、確かに病院の医師というのは市民の健康に直接かかわる重要な問題だからというような部分あるのかなと、そういう判断だというふうに思うんですが、今、国自体規制があるわけで、綱紀肅正あるいは倫理規程の問題、そうしたときに山大から辞退したいような、こういう話というのはないのかなと。寒河江市ではそういうような気持ちで社会通念上許されるものと贈っても、山大の医局や教授たちから、受ける側から「いや、せつかくだけれども」というようなことがあるのかなのか。

新聞報道などを見ますと、そのことについては大学側で取材にも応じられない、拒否しているなどというマスコミの報道を見ますと、私は素人、あるいは全く一般人としてそういうものを見たときに、山大側でも、国側でも、言葉適切でないかもしれませんが、ありがた迷惑しているようなことというのはないのかなというふうに、あの新聞記事からは私もちょっと心配になったのです。

したがって、そういうことがないのかどうか。もちろん贈る側の気持ちは先ほどから話ありましたし、これは市民の中でも、先ほど私1問目でも申しあげましたが、さまざまな意見あります。しかし、世の中の流れが今どういう方向に行っているのか。そうしたとき、この辺のことについて再度お尋ねをしたいと思います。

それから、寄附金の問題については、やっぱり山大の側ではOB会としては大学に寄附、後で移管するというか、かかっていなかったと、そういうものだというふうな思いでいたという話、事務方からお聞きをしています。したがって、こっち側の受け取る側はそこに明記されていなかったからOB会のものだという、お互いの要請した側と寄附をした側の認識のずれというか、そういうことがあったのであろうなというふうに思います。

したがって、市長からは当初の確認不足があったというふうなことでの答弁あったわけでありましてけれども、そうしたときにやっぱり監査委員のところに戻ってきたときに、それがどっちともかかっていない場合にどうなんだというか、一言聞いてみる。そうすると病院の事務方では、それはちょっとわからないと、ならばそれは確認してみるからと、こういうことなどをもできるのではないかというふうな感じをしておりますので、ぜひこれは、答弁要りませんけれども、そういう意味の気持ちとして持っているので、今後の執行に当たっては御検討をいただきたいというふうに思います。

それから、15年度の食糧費で2回支出あったそうでありますけれども、それは社会常識的に問題ないということでありましたけれども、国の方でもう既に1人当たり幾らとか、こういうふうなことが、基準的なものを出されているのかなというふうにも思うんですが、それに対して問題ないということなんだろうというふうに思うんですが、その基準などはどうなっているのか、もしおわかりでしたらお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、市町合併の関係でありますけれども、私は1市2町の任意協議会で進めてきたものは、今、市長からあったように白紙に戻ったわけであります。白紙に戻ったというこの現実をやっぱり受けとめる。そして、市長がきのうから申されておりますように、これからの寒河江市は西村山の中核都市として求心力のあるまちづくりを進めてきたと。全くそう私もあるべきだというふうに思います。

そうしたときに、もう既に5月29日で任意協議会が解散をした、その後に寒河江市から見ればさまざまなことがあるにしても、西川町も朝日町もそれぞれの自治体の主張が行政責任者として、住民の意向を聞きながら結論を出したものに、逆にどうだこうだというふうに後で言うと、本当にこれから寒河江市が西村山の中核都市、あるいは先ほど市長はリーダーシップを発揮していきたいというふうに申されましたけれども、逆に不信を招きをしないかなというふうに私は率直に言って感じます。それはいろいろな見解あっていいと思うんです。そういうふうに私思うんです。私は思います。

したがって、もう終わったこと言ってもう戻るものでもない、そして最初から全会一致制をとって全会一致で、任意協議会で合併協定素案なり新市建設計画案をまとめたのだから、それを「ほご」という言葉も使われましたけれども「ほごにした」というふうに言われました。しかし、私はどこの自治体の長であっても、任意協議会でまとめたものであっても、それが住民に話をして住民の意向を聞く、あるいは議会もそれをそれぞれの議会ですとしているわけでありまして、これはよその自治体の進み方いろいろあるにしても、それに対してどうだこうだと言うのはいかなものかと私は思うんです。

その辺が、両町の住民にとっても今後西村山全体のさまざまな事業をやっていく上でもプラスには私はならないというふうに思います。したがって、ぜひ市長には今後信頼関係をつくっていくという観点から対応方をお願いをしたいなというふうに思いますが、この点についても御見解をお聞かせをいただきたいと思えます。

きのうもお話ありました病院の問題、あるいは寒河江市と両町とのスタイルということで受けとめが違ふというふうなお話もありました。寒河江市はどんどんやる、きのうはせっかちというふうな表現もされておりましたけれどもどんどんやる、両町はおっとりしている、こういうふうなことがあったわけでありまして

れども、確かにそういうふうな部分はあるのではないかというふうに思うんですね。

したがって、寒河江がどんどん今進めているようなこういうさまざまな意見、住民の中にある少数意見、これらについてやっぱり大事に取り上げられているというようなことを見ていけば、今回合併の対象となった両町の住民の皆さんなどもある意味で安心感というのは得られるのではないかと。逆にさまざまな少数意見といえますか、違った意見が数だけでどんどんどんどん進んでいくことに、なかなか受け入れられない感情をお持ちになっているのではないかというふうに私は思われてなりません。ぜひこの辺についても、私も、執行部もそうでありますけれども、私は議会人としてもこれから西村山の全体的な連携した行動をしていくためには、仕事をしていくためには必要なことではないかというふうに感じております。

次に、第5次振興計画の関係でありますけれども、これからというふうなことでありますが、きのう振興審議会に諮問をするというお話もありました。したがって、振興審議会、もう寒河江市では条例で定まっているわけでありますけれども、やっぱり市民の声をより多く反映をするという立場から、一部公募制を導入すべきだというふうに思いますが、この点についての市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。もちろん条例で制定されているわけでありますから、条例改正必要になるわけでありますが、このことについてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、諮問の関係でありますけれども、きのうの答弁でわかるわけでありますが、原案をつくって振興審議会に諮問をするというふうなことのようでありますけれども、やはりこの原案の策定自体も審議会の中でつくり上げるという、そうでないとこれは職員がつくったものを審議会にかけるというふうな形になるのであろうというふうに思われますので、もうよその自治体では最初の原案づくりの段階から、委員会で練り上げていくという手法をとっているところがたくさん今あるわけでありますので、ぜひそういうふうなことも御検討をいただきたい。このことについての御見解もお聞かせをいただきたいと思います。

また同時に、職員がつくって原案諮問というふうになりますと、実は18年度からの向こう10年間の振興計画になるわけでありますけれども、以前寒河江市で新第3次振興計画というのをつくったことがあります。焼き直しをしたことがあります。今回これから第5次振興計画の策定に入りますけれども、市長の任期は来年1月であります。新第3次振興計画というのはそういう関係で作り直したということがあったわけであります。この関係で、市長は18年以降のものをつくる、そして原案諮問をするというふうなことであれば、次期、市長はどういうふうな考えをお持ちなのか、この点についても明らかにしていただきたいと思えます。

それから、個人情報保護条例の関係でありますけれども、ぜひそういう内容で来年度からスタートできるようにお願いをしたい。ただ、そこでお尋ねをしたいのでありますが、運用の問題ですね。こうなると、例えばです、例えば国や県の職員との会食をやったと、そういう場合の開示のあり方です。今までだと、電算に入ったものはだめだったけれども紙に書いたものは対象外だと。

しかし、今度個人情報保護法も出て、そして条例もそれに沿ったものでつくっていくというふうになった場合に、国や県の身分だということまで明らかになるのか。あるいは役職まで明らかになるのか。氏名まで明らかにしていくのか。もう個人情報だから一切だめだというふうなことになるのか、ここは運用の部分だというふうに思うんですが、条例でするのか、規則になるのか、要綱になるのか、現在やっているものよりも低下をするようなことはあってはならないと。もちろん個人の、全く私的な個人的な情報については守るのは当然であります。しかし、先ほど申しあげました、お尋ねしているのは、公費支出の場合の関係についてはどのようにされるお考えなのか、この点をお尋ねをして第2問を終わります。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午後0時01分

再 開 午後1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点が第2問の質問がございました。答弁申し上げたいと思います。

まずは、医師の確保で山大との話し合い、そしてまたどのような人員数などを把握しているのかと、こういうようなことでございますけれども、山大の各科との率直な意見の話し合いをしておるわけでございますが、そして向こうの事情、あるいはこちらの事情というようなものを十分話し合いを、聞いてもらってもいいわけでございますけれども、そういう中で、こういう事情であるから寒河江につきましてもはいずれ考えるとか、あるいはいつごろから派遣したいというようなことでございます。

それから、県の医療対策協議会のことでございますけれども、これはまだこの前発足しただけでございます、これから存分に県内の医療のこと、そしてまた医師の確保の問題、市町村の公立病院等々につきましてもの審議がなされると、このように思っておりますし、その際にも私も十分市町村の立場からのお話を申し上げてまいらうかなと、このように思っております。

それから、病院の整備計画でございますけれども、この前の合併協定素案におきましては、高齢化とかあるいは地域の実情というものを十分考慮しながらお互い考えていきたいと思います、そういうことで長期計画も速やかに策定しましょうということに取り決めたといいますが、協議が整ったわけでございますけれども、今それがない段階で、では寒河江市でどうするかということになるわけでございますけれども、十分診療圏の問題、あるいはこれからの医療のあり方、いわゆる一般病床とか療養病床とかどう取り組むかということもございまして、財政事情もこれありでございますので、前にも答弁しておりますけれども、諸条件というものを踏まえながら今後のことを考えてまいらうと、このように思っております。

それから、さくらんぼの贈答の件でございますけれども、受け取る側の気持ちはどうなんだと、こういうようなことでございますけれども、これは私からどうのこうのとコメントできる立場にはないと思っております、相手の十分配慮をしながらこれからの検討をさせてもらおうということございまして、対応してまいりたいと、こういうことございまして、昨日の答弁と同じでございます。

それから、国との、国家公務員との整合性の問題というような話も出たわけでございますけれども、これらにつきましても、やはり国というのは今の地方分権の名のもと、いわゆる国と地方と対等の関係にあるんだというようなことで、そういう贈り物の関係というのは断ち切ろうというような状況になってきておりますので、私の方におきましてもそれらにつきましてもは遠慮させてもらっておりますし、やめておるとのことでございます。

それから、食糧費の問題でございますが、どのくらいの基準というようなことでございますけれども、国家公務員の倫理規程におきましては、通常、一般の社会的な交わりというような段階での程度を超えてはならないというような、受けてはならない、あるいはしてはならないというようなことになっておるようございまして、特に金額というものは示されていないと、このように思っております。

それから、任意協議会のことでございますけれども、私は、やっぱり寒河江市としては、何回も申しあげましたとおり、今後のまちづくりというものにつきましても、まず内陸地方の中核のまちづくりだと、そして求心力のあるところのまちづくりを進めていかななくてはならないと、これまでも同じでございます。なお一層そういうことが寒河江市のみならず周辺の町にとりましても、お互いの地域の発展のためにはこれは必要なことだろうと、このように思っておりますし、そういうことが寒河江市に周辺の町の方からも求められているのではなかろうかなと、こういうような気がするわけございまして、この合併の素案なり、あるいは

は建設計画が今回一応御破算になったわけではございますけれども、そういう気持ちというものは、私も、あるいは周辺の自治体におきましてそういう考え方というものは変わっていないだろうと、このように思っております。

それから、リーダーシップ云々のことにつきましての話がございましたけれども、これは私、先ほども答弁申しあげましたように、こういう任意協議会を開催し協議している中で、そしてまたその結果というものを受けた中で特に感じたということは、やっぱり首長たるという者は、自分の考えというもの、あるいはリーダーシップというものを発揮して、そして住民にきちんと伝えなくてはならないという責務があるんだということを申しあげておるわけでございます。そして、将来のまちづくりに対しましても責任のある、持てることの判断というものを、今々の問題ではなくて将来のまちづくり、あるいは地域の発展というものにつきましてもそういう判断を下すべきだと考える、はっきり披瀝するというのがこれはリーダーシップ、首長の立場なんだと、こういうことを申しあげておるわけでございます。

それから、任意協議会の協定素案、建設計画というようなものがほごにされたというようなことに変化云々と言っておりましたけれども、これは一応ないものになったわけではございますけれども、これはお互いの勉強になったと思っておりますし、今後のお互いの将来のことを考える上におきましてのいい勉強になったと思えますし、あるいはこれからの計画等々を、あるいは将来をどうするかというようなことについてのベースになったなど、このように思っておるわけございまして、これはお互い、本市もですけれども、2町におきまして生かされてくるだろうと、このように思っております。

それから、アンケート云々というようなことがございましたけれども、やっぱり長を初め行政当局というものは、正確な情報というものを出していかなくてはならないと、こういうことだろうと思えます。素案に出されたところのものを、何回も言うようですけども、非常に両町にとりまして大変サービスの向上というようなものにつながっておるわけでございますけれども、そういうことにつきましてもやっぱり正しく公正に伝えていくところの義務があるわけございまして、それに基づいてアンケートをとるべきでありまして、アンケート自体につきましてもやっぱり正確な判断ができるような、あるいは将来のまちづくりにとってどうなるかというようなことを、十分判断できるような情報の中でアンケートをとるべきだろうなど、このように思っております。素案にないような問題等々につきましてをいかに内容といいますが、あるいは別の立場から答えを求めるといったようなことにつきましては、私はアンケートの際には十分留意しなくてはならないことだろうと、このように思っております。

それから、寒河江の進め方といいますが、それらに対して非常にせっかちだとか何とかかんとかとお話がございましたけれども、やっぱり任意協議会の場合につきましては、何も寒河江が、あるいは寒河江の市長が、あるいは会長としての私が何もせっかちになったとか、あるいはどういう方向に持っていこうということでもまとめて上がったものではございませんから、それだけは十分御理解して間違えないように受けとめていただかなくてはならないと、このように思っております。

何回もこれまで言ってきておりますが、みんなが合意の上で、全員が賛成ということで決めたことございまして、そしてこの協議会を発足するときしょっぱな決めたのは、やっぱりみんなで全体の意思で、全員合意の上でやるということを協議会の会議の取りまとめの原則にしましょうと、こういうことでしているわけでございますから、何か勝手に寒河江市だけが先走りしたとか、あるいは市長がひとり歩きしたというような結果になったからこうなっているんだと、こういうようなことは全くの偏見といいますが、間違った見方でございますから改めていただきたいなど、このように思います。

それから、やっぱりこういう場合におきましては、50年、100年の中で判断しなくてはならないものでござ

ざいますから、この体制というのを、あるいは将来というものを、そしてまた時代というものを十分見越してこれは対応しなくてはならないと、これはリーダーの、首長としての当然の責務でございますし、議会の議員の皆様方におきましても、こういうようなものを大事な時期に当たってそれは考えていただかなくてはならないと、このように思っています。

それから、第5次の公募の云々でございますけれども、これは現在の条例で市長が任命すると、こう書いてあるわけございまして、どういう方々をお願いするかということでございまして、公募というような考えはこれとはならないということがはっきりしておるわけでございますので、まずは条例に基づいて公募する考えはございません。

それから、白紙委任かどうかと、丸投げでこの第5次振興計画をまとめるというようなこともどうかというようなことございましたけれども、私はやっぱり原案を示して、そして御審議をいただくというのがこれがとるべき審議方法だろうと、このように思っております。また、この審議会条例におきましても、必要な調査あるいは審議をするということで、こういうことは原案に基づくところの諮問に必ずと、市長がこれこれですかと諮問にに応じていただくというのが審議会の条例で決めておるわけでございますので、白紙で丸投げするということは考えてはいたしませんところでございます。

それから、第5次振興計画に基づいて、新第3次振興計画との関連での話がございました。それから市長の任期ということの絡まりでの御質問もあったわけでございますけれども、第3次振興計画が進んでいるときに、振興計画の途中に私が就任したわけでございます。そうすれば、当然これは新しい市長として抱負がありビジョンを持っておるわけでございますから、それを市政の中に反映させるということ、私なりの考え方でやったわけございまして、ただ、こういう5年間の振興計画の途中ですから、3次計画というものをという、やっぱりそれは新しい市長の考え方で策定したということで「新」ということをつけたわけでございますけれども、3次振興計画ではございますけれども、全く第4次と言っても差し支えないところの振興計画の内容になっているということを御理解いただきたいと、このように思います。

そしてまた、市長の任期がすぐ切れるからどう考えるのかと、こういうことでございますが、これは次期の市長になった方で御判断いただくということでございまして、これは当たり前のことでございます。

それから、個人情報保護条例云々のことのようにございまして、これはまだ先ほども申しあげましたように、原案につきまして事務段階で準備に入っておるわけでございますけれども、本人にしかこれ請求権がないわけございまして、これは自分のデータが正しく活用されているか、あるいは記録されているかということは個人に対して開示するものでございまして、これはどこまで身分とか職名とか氏名、どこまで開示するというようなことにつきましては、これからの判断、条例の規定の仕方によることというふうと考えております。

以上、何問かあったわけでございますけれども、落ちのないことかと思っておりますけれども、以上で終わります。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 2問目の答弁いただいたわけでありますけれども、さらに3問に入らせていただきたいと思
います。

医師確保の関係については、諸条件を見て対応していきたいというふうなことでありますので、やっぱり
実効あるように、そしてさまざまな、後々に問題のないようなことをも十分配慮してやっていただきたいと
いうふうに思います。

それから、さくらんぼの贈答の関係についても、相手のことも配慮しながらというふうなことであります
し、それから、国の中央省庁との関係では、市長が今2問目で答弁されたように、そういうふうな理由でも
うやっていない。それと山大も国立の病院でありますし、そことの関係もそういった意味で問題のないよう
に配慮すべきだというふうに思います。相手の立場がどうかというのはもちろん相手いなければわからな
いということでありますけれども、そういうふうなことのないように、今何でこういうことがマスコミに問
題になるのかということをとらえても、やっぱり世の中が全体的にそういうふうな形になっている、そうい
う流れになっているということを踏まえて対応していただきたいということを申しあげておきます。

その関係で、先ほど倫理規程で金額は一般的な常識的なものというふうなことでいいんだと。だとすれば
国にだってそれと同じようなことを今までやってきたわけですから、何もそっちやめる必要はないという逆
の論理になるわけでありますから、ぜひ後々に引き続き問題になるようなことのないように十分配慮をして
対応していただきたい、このように申しあげておきたいと思ます。

それから合併の問題。確かに任意協議会で全会一致で決めてそれが破談になったというふうなことで、
責任者であった、会長であった市長としては極めて残念だというふうに思うのはもちろん理解しています。
しかし、だからといって西川町や朝日町が決定したことについては、私は謙虚に受けとめるべきだというふ
うに思うんです。

そして、アンケートの仕方が合併しないという結論が出るように誘導したというような、アンケートの設
問の仕方がそういうふうなこともあったわけでありますけれども、それはアンケートの実施についてはそれ
ぞれの自治体に対応したことです。任意協議会の中でアンケートの実施の仕方、設問についても一致をして
やって確認をしたものを一部の自治体が破ったとか何かであれば、それは任意協議会としての指摘という
もあり得るかもしれませんが、それはそれぞれの自治体が独自に対応されたことであって、任意協議
会で決定したものが結果的に違う結論がそれぞれの自治体の中で導き出されたとしても、これは任意協議会
を構成する自治体自体が認めざるを得ないので、認めるべきだという私の見解なんです。

したがって、その後その問題についてもとやかく、やっぱり反省すべき点というような形であるのでない
かということはわかりますけれども、そこを強調して言っていくと、後々の西村山が一つの信頼関係の中で
今後の事業をやっていく上では私はまずいのではないかなというふうに率直に思うんです。寒河江市の市民
の一人として市長にはそういう対応をしないでほしいなというふうに私は思うんです。それは違う見解の人
もいらっしゃるということもわかります。そういうことが朝日町や西川町の町民にも伝わっていく中で寒河
江が逆に信頼されるのではないかと私は思うんです。それはこれに違う見解の人がいらっしゃるかもしれま
せん。私はそういうふうに思うんです。したがって、市長にそのことについて申しあげたわけでありませ
ん。

任意協議会で決定したことが、全会一致で決定したことが後に変わってはならないというふうなことであ
れば、最初から法定協議会でもいいわけですし、そういうことも、任意協議会の中で違うことも結論的に導
き出されるということは許されることだというふうに私は思うんです。したがって、何回も申しあげますが

そういうことであります。

あと市長が、一方的に市長だけが、あるいは寒河江市だけがしたなどということ、私は毛頭思っておりません。全会一致で決まったというふうなことももちろん、ただ、きのうの質問の中でも寒河江の市民の形というか、スタイルというか、町のスタイルと違うというふうな発言がありましたので、そのことを私は申しあげたのであって、一方的に決めたとか何かというふうには思っておりませんので、改めてくださいというふうに市長から言われましたけれども、そんなこと毛頭思っておりませんので、全会一致で決まったということは当然そのように認識をしていますので、改めて先ほどの市長の私に対する指摘は撤回をしていただきたいということを申しあげておきます。

あと情報公開の……。

佐竹敬一議長 川越議員、あと3分の時間です。

川越孝男議員 情報公開の関係については、今後の条例下の中でそういうふうな部分ができてくるということですので、どんどん情報の公開度が落ちていくようなことのないよう、もちろん先ほども申しあげましたが、個人のプライバシーについては守らなければならないのは当然でありますけれども、公費の支出や何かの関係については、十分今の世の流れに逆行することのないように特段の御配慮をお願いをして3問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 残り時間で一言だけ申し上げたいと思っておりますが、私は今回の任意協議会の進めてきた、あるいは結果的に法定協議会に移行にならなかったということでございますけれども、十分に話し合った、特に首長間での話し合いというふうなことを率直に、腹を割って話し合いをしたということは、いささかもこれまでの信頼関係が揺らぐというようなことは一つも私はないと思っております。御懸念なくお願い申し上げたいと思いますし、特に西川の町長さんからなどは「いや、寒河江市長には大変御苦勞をかけた」と、「ありがとうございました」と、そういう謝意とねぎらいの言葉を何回となくちょうだいしているようなことでございます。

ただ、せっかくあのようにみんなでまとめたものが、本当に町民に正しく伝わっていなかったか、そういう中での判断がなされたのかなということを思うとき甚だ残念でございますと、こういうことでございまして、寒河江市のみならず地域の発展のため、そしてまた、特に2町に配慮された素案でありましたし、建設計画であったわけでございますので、その辺は酌み取れてくだされば住民の判断というようなものは、どうだったのかということ甚だ残念に思っていると、こういうことでございます。

高橋勝文議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号13番、14番について、12番高橋勝文議員。

〔12番 高橋勝文議員 登壇〕

高橋勝文議員 通告ナンバー13番、14番につきまして市長にお伺いをいたします。質問は簡潔にいたしますので、市長の前向きな答弁をまずもってお願いいたします。

まず最初に、寒河江市の行政改革につきましてであります。

小泉首相が誕生して、はや3年になろうとしております。就任以来、首尾一貫して骨太の方針を土台として、三位一体の改革のもと行財政改革が断行推進されてまいりました。しかしながら、三位一体は名ばかりのようで、国庫補助金の廃止や縮減、さらには地方交付金や臨時財政対策債の大幅な削減、税源移譲は涙ほどで、真の三位一体にはほど遠い結果となっている現状であります。

本市の平成16年度一般会計の当初予算につきましても、それらの結果が見られるようであります。私も議員になってから10年ほどなりますけれども、本年度の予算額は134億3,000万円ということで、見たことのないような本年度の予算額でありました。地方にできるものは地方にということで、地方分権とよき言葉がさまざまところで言われておりますが、全国約3,100の自治体の大宗は悲鳴を上げておるのが実態ではなからうかと思っております。いずれの自治体も泣き言だけでは問題解決にはならないということで、行政改革に官民挙げて取り組んでいる、汗を流していることは御案内のとおりであります。

1市2町の市町合併も5月27日で不成就の結論が出ました。私は「不成就」という言葉を使います。合併を機会としてスケールメリットを出して、行財政改革に取り組むことも合併の不成就により風前のともしびとなりました。

そこで3点質問をいたします。

まず第1点、任意合併協議会で策定された合併協定素案、1市2町の合併のためのものと理解はいたしますが、今後本市において、中でも合併協定素案の一番右に書かれておりますところの調整の具体的内容について、今後生かしていくつもりなのかまず第1点。

それから2点目、行政・財政改革が緊急の課題となっている昨今、明年度に向け行政改革推進委員会に対し今後どのような事項を提案するおつもりなのかお伺いをいたします。

3点目、広く市民に行財政改革を理解していただくことも肝要と私は判断いたします。今後具体的に、どのようにそれらを取り組まれるのかお伺いをいたします。

次に、納税意識の高揚につきましてお伺いをいたします。

来る6月27日に公布される参院選を目前に、国政は国民年金の未納問題で揺れに揺れております。きょう、やっとのことで国民年金法の改正が本日参議院本会議で決着を見るような状況でありますけれども、なかなか予断を許さないようであります。

今、都市化されたまちほど悩みの種は、地方自治体の歳入の根幹をなす市税、町税などが年々歳々収納率が低下している実態であります。当市の平成14年度の決算額におきましても、御案内のとおり、住民税にばかり、固定資産税にばかり、歳入未済額が増加している実態であります。さらに、市税だけでなく下水道、国保、さらには介護保険に至るまで総体的申しあげれば、すべてについて収納率の低下傾向にあり、歯どめがきかない状況であるようであります。

そこでお伺いをいたしますけれども、まず第1点、納税意識の高揚を図るために、周知戦略を見直し検討すべきではないかということでもあります。これについてまず第1点お伺いします。

2点目、納税組合は本市において200団体ほどあると言われております。市としてどのような位置づけにとらえているのかお伺いをいたします。

これで私の第1問を終わります。簡潔明瞭であります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 素案を、今後の市政に生かすかということでございます。

先ほども、きのうも答弁申しあげましたけれども、寒河江市、西川町、朝日町任意合併協議会が解散という結果に終わったということは、非常に残念に思っているところでございます。

その合併協定素案でございますが、これは合併後の新しい市の姿を描いたものであったわけでございます。昨年7月1日に寒河江市・西川町・朝日町任意合併協議会が設立されたわけでございますが、7月18日には第1回の1市2町の関係課長からなるところの専門部会、あるいは分科会の合同会議が開催されたわけでございます。各市町の現状と課題というものを把握し、合併後の状況というものを見据えるための専門部会であり、分科会であったわけでございます。各分科会に分かれ、延べにして106回に及ぶ分科会を開催し、それぞれの立場で調整、検討されました。

合併協議会において、これをもとに集約し、まとめたのが合併協定素案でございます。1市2町にとってはほとんどが現行以上のサービスが提供できるよう調整した内容となっております。この合併協定素案は、建設計画案も含めまして1市2町の将来像となっておりますが、特に建設計画案の策定に当たりましては、1市2町の枠組みとはいえ、まちづくりの方向は西村山全体を見据えてとらえたというところでありました。

その内容については、解散ということで白紙に戻るわけでございますけれども、今後の市政のあり方を考えるとき、本市が西村山中核都市としての位置づけは変わるものではないところでございます。このことから、西村山全体をとらえた広域的な視点に立ったまちづくりという意味で、今後の市政に建設計画案は生かされていくものと、このように思っております。

それから、行財政改革のことでございますが、今、財政はこれまで経験したことのない非常に厳しい状況となっております。地方交付税及び補助金の削減、さらには税源移譲を行うという三位一体の改革については現在その工程が非常に不透明の中にありまして、本年度から実施されてきたわけでございますけれども、御指摘のとおりかなと思っております。

合併を断念せざるを得ないという結果になった以上、本市といたしましては独自の道を歩むわけでございますが、こうした状況の中で、先日5月27日に市長を本部長としたところの行財政改革推進本部というものを開催したところでございます。

今日の状況の中で、まさに自己決定・自己責任による行財政運営が求められている中でございますので、真に必要な事業の選択や市民との協働による事業展開を図るには、これまでの行政改革以上に財政と一体となった改革に取り組む必要があることから、これまでの寒河江市行政改革推進本部設置要綱及び寒河江市行政改革推進委員会設置要綱について、行政改革と財政改革を一体的なものとして行財政改革と改めたところでございます。

また、新たに6月1日には寒河江市行財政改革検討委員会というものを設置したところでございます。検討委員会には部会を設け、主査、係長を中心に具体的な事業について費用対効果などを含めた評価を行うなど、突っ込んだ内容で論議する仕組みを組織したところでございます。今月6月14日は検討委員会を始動させ、当面8月中旬ころまでに来年度の事業をもにらんだ、すべての事務事業の見直し作業を進めようと考えているところであります。また、行財政改革の推進に関する重要事項を調査審議する寒河江市行財政改革推進委員会に、今年度行財政改革大綱について諮問してまいりたいと考えているところでございます。

それから、こういう改革を実施する、あるいは計画を策定するということになりました場合の、具体的な市民に対する取り組みというようなお尋ねでございますが、市報を活用しながら周知を図ってまいるとともに、各種団体の会合においても機会あるごとに行財政改革の一端を述べ、市民の御理解と御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

また、国の三位一体の改革により財政状況が極めて厳しくなっており、今後新たな負担をお願いしなければならない状況にあることや、現在の水準のサービス提供を見直さなければならない状況にあることをも、

市民から十分に御理解いただく必要もありますので、状況によっては随時情報提供に努めていかなければならないと思っていますところでございます。

次に、納税の問題でございまして、市税は寒河江市の主要な財政基盤でございます。市の活動にとって極めて重要な市税を確実に収納していくことが必要でございます。これには納税義務者の理解と協力を得るとともに、課税並びに収納業務に対しましては適正と公平性に努めているところでございます。自主財源であるところの市税確保のために、納税意識の向上のための啓発や納税相談を実施し、あわせて納税貯蓄組合の育成を図り、納税義務者の意識喚起、納税思想の高揚に努めるとともに、日常的な収納業務を強化し、市税等収納率向上対策強化月間を設定するなど、収納率の向上に努めてきたところでございます。

御案内のように、近年の日本経済は、景気の低迷と金融システムの不安などから、戦後経験したことのないようなデフレ不況による経済的に非常に厳しい状況にあります。本市においても市税を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあり、滞納額は増加傾向にあります。13市の決算を見てみますと、寒河江市の収納率は上位に位置しており、市民の納税に対する意識は高いのではないかと考えております。

それで、納税貯蓄組合のことになりますが、税金は納税義務者が自主的に納めていただく自主納税を基本としており、平成9年度から市税等の納付手続の簡素化、納税義務者の利便を図るために口座振替制度を実施しておりまして、この16年3月末では納税義務者の約52%の方が口座振替を利用させていただいております。今後ともこの振替制度の利用促進というものを図るとともに、市報やチラシによるところの市税等納期案内、休日・夜間の戸別徴収による納税相談などの充実を図りながら、なお一層の納税意識の高揚の啓発のために努めていきたいと考えております。

また、関連しますところの貯蓄組合でございますけれども、昭和26年に制定された納税貯蓄組合法に基づきまして、現在、御指摘のように200組合が設立されておりまして、組合員世帯数は6,577世帯でございます。各納税貯蓄組合は町会単位に組織されておりまして、税金の滞納や納め忘れを防ぐなどを目的とし、組合長が組合員の市税等の代納や納税知識の普及啓蒙などの活動によりまして、市税等の納付率の向上や納税意識の高揚に貢献し、一定の役割を担ってきたものと考えております。

しかし、社会的、経済的状況が大きく変化し、勤め人の方々が多くなるにつれまして、代納ではなく納税貯蓄組合員自身が直接納付する自主納付が主流を占める状況に変わってきております。そしてまた、平成9年からは納税者の利便を図るため口座振替制度というものを設けておりまして、15年5月末では納税義務者の51.2%の方々が利用させていただいております。納税貯蓄組合員についても63.1%の方が利用されております。

これからのあり方になりますが、今年度からは、個人情報保護などの観点から、納税貯蓄組合員に対する納税通知書の交付につきましても、すべて郵送により実施しておるわけでございます。このように個人のプライバシー保護の観点から、自主納税の拡大、それから口座振替の普及など納税貯蓄組合を取り巻くところの環境が大きく変化していると思っております。ですから、この納税貯蓄組合という組織についても検討する時期に来ているのではないかなと、このように思っております。

これまで貯蓄組合に対しまして、事務費の費用を補うため交付してまいりました事務費交付金についても、廃止の方向で検討する時期に来ているというふうを考えておるわけでございまして、納税貯蓄組合においても十分考えていただく時期に来ているのではないかなと、こういうふうにも思っております。

いずれにしましても、納税意識の高揚、そして納税に対するところの口座振替、あるいは納税貯蓄組合というものも非常に変わってきている段階にありますので、時期に合ったところの対応というものをこれからも進めてまいらなくてはならないと、かように思っております。以上です。

佐竹敬一議長 高橋勝文議員。

高橋勝文議員 答弁ありがとうございました。

まず、行政改革につきまして、要望になると思いますけれども、一つ私の話を聞いてもらいたいと、こう思っております。

今回の合併協定素案、16年度の予算などを比較し、さらに今回定例議会で議事などを見ますと、合併しないうちから、ということは平成16年度の予算から合併協定素案の中での具体的内容、これらが本年度から生かされていると、このように見えています。

その一つは、個人市民税、昨年までは均等割 2,000円でありました。ところが本年から3,000円と、調整の具体的内容では2,500円と、このようなことが平成16年から3,000円と。そして二つ目が高齢者支援、高齢者の生活支援の寝具類等のサービス事業年3回を2回、そして家族介護支援の高齢者家族介護支援事業10万円は本年度で廃止ということで、先んじて行革を、行財政改革を私はやっているのかなということで、先ほど市長が行財政改革を、平成16年度から行政改革だけでなく行財政改革も含んで今後検討するというような答弁だったようでありましてけれども、なかなかその辺一步先んじて取り組んでいるんだと、このように私は理解をしております。

平成16年度の市政の運営の要旨の中で、市長は、行財政改革を積極的に推し進め、市民の要望負託にできる限りこたえられるよう鋭意取り組んでまいりたいと、このように申されました。実は、山形県の高齢社会総合対策推進本部の資料、冊子によりますと、2007年、寒河江市の高齢化率は44市町村中41番目になるそうです。44市町村のうち41番目。よって、高齢化率が下から4番目くらいということです。一番高齢化率の高いところは2007年は立川町と松山町、33.6%になると。寒河江は2007年度は23.9%ということで、一番が天童、そして逆に4番目が寒河江と、このようになってくる中でありますけれども、高齢化率は毎年毎年進むということは見逃すことはできないということでもあります。

少子高齢化対策、そして市長は教育費は必ずかかるんだと、これは増大するんだと、このような話を常々言っております。今回の定例議会の中での一般質問で、税源移譲などさまざま出ておりますけれども、御案内のように、国と地方の税源移譲なんていうのは100年戦争と同じようなことなんだというような話も耳に聞きます。今回の議会でも意見書ということで真の三位一体の改革の意見書、これらも会派代表者会議等を経て、各会派で検討して今議会に出すような一つの流れになっております。

その中で、先ほど市長は、今後行財政改革推進会議の本部をつくって行って推進会議を開くんだと、このような話で、今後とも行財政改革に取り組む意向は私も理解できますけれども、ただ、一言だけ、二、三点申しあげます。一言の中でも二、三点です。

寒河江は今まで元気だということで、元気の印が寒河江なんだということで、各市町村からうらやましく見られてきたことも私は事実だと思っています。よって、この元気だけは絶対なくさないような中で行財政改革に取り組んでもらいたいと、そういうことであれば私も手を挙げて共鳴し、頑張っていきたいと、このように思っております。

そして、今後、行財政の推進委員会が開催されるという場合の中で、これは諮問機関だと思いますけれども、委員会の中には大宗が民の人間だと思っています。行政現場で蓄積された専門知識の有用性を否定するような意見、私は委員会を出てくると思っています。さらに期待をします。そういうようなものを今後、諮問機関でありますけれども、委員のそのような意見を必ず取り入れてもらいたいと。そのように取り入れることによって、4万4,000市民が行財政改革は行政も市民も、先ほど市長言ったように、協働作業なんだな

と、このように私は理解すると思っております。諮問機関であると思えますけれども、委員の意見、民の意見は慎重に尊重してもらいたいと。そのようにしませんと、本当の官民の行財政改革、協働作業にはならないと、このように私思っております。

例えば、行財政改革推進本部につきましては、これは官の方ですと。そして推進委員会は民だと。原案は本部の方ですと、これは官だと。諮問をする、受けるのは委員会だと、これは民だというときに、必ず本部の見解の方は専門知識、これらが非常に強く私は出ると、このように判断しますので、よって、否定するような意見については尊重してもらいたいと、このようにお願いする中であります。

そして、今日までの経過ですと、平成8年に大綱が出て、10年から12年、13年から15年ということで実施ということを出ています。それで、議員の中でも行政改革の委員になっている議員があります。聞くところによりますと、1回もその会議に出席したことがない、このように聞いております。私に間違いあったら失礼します。会議ないと思っております。

私は、年1回ぐらい、例えば今後16年から何カ年するかわかりませんが、年1回ぐらいは行財政改革の進捗状況、そしてこういう悩みあってなかなか改革されないんだなという一つの素直な部分をも露呈した中での委員会、これらを私は年1回ぐらい希望したいということでもあります。

佐竹敬一議長 高橋議員、ひとつ簡潔にお願いします。

高橋勝文議員 簡潔に言います。

佐竹敬一議長 少し内容を、質問するところの内容を短く、わかりやすくお願いします。

高橋勝文議員 そして、スピンコントロールなんていう言葉があります。これについては過般の山新の方にも出ておりましたので、行財政改革につきましてはこのスピンコントロールあたりをうまく市長から使ってもらいたいと、このように思っております。今のは要望です。要望ですから答えは要りません。

次に、納税意識の高揚であります。

先ほどの市長の答弁からいくと、もう少し変わった答弁出てくるのかなと期待しておったのです。しかしながら、今までと同じような、決算委員会と同じような答弁だったので、もう少し私は、確かに13市の中では上位の方にランクされていると思います。決算委員会でもそのような答弁を聞いています。しかしながら、市税で1億7,400万円、下水道で1,600万円、国民健康保険で1億4,900万円、介護保険で200万円、これが14年度決算の未済額です。要するに過年度未収金。

租税本来の機能は、公共サービスの供給に要する財源の調達、納税は国民の義務、これはもちろんでありますけれども、自治体は公共サービスの供給を図る施設そして機関であるとするならば、それに足りる財源確保、納税等の徴収率を、収納率を高める義務もあるんだと、このように私は理解します。

そういうときに、今日までとってきた単なる周知戦略、例えば市税、住民税、それから固定資産税などは制裁、制止戦略はないわけです。例えば国民健康保険ならば何らかの制止とか制裁戦略があると。ところが市民税などは何もなし。何もなしから出さなくとも寒河江市民として寒河江に住むことができると。まじめにまともに汗をかいて納税しているという方から言わせれば、全く不公平極まりないと、このように私は判断します。納めて当たり前なことを納めないということについては、これは国民の義務を不履行しているんだから、それだけで私は事済まないだろうと、このように思っています。

例えば、工業団地の造成です。そしてみずき団地の造成、何で行政でやるのかということ、安定性のある税源確保という部分で私はそういう事業も取り組んでいると、税金というのは普遍性とか伸長性とか安定性を求めて課税すると。固定資産税の徴収、これを大きくすれば毎年安定性があると、世の中の変動差ないんだから。そういう部分で片方で頑張っていて、税収入のように頑張っていて、片方で納めない方を野放し状態

では、私は頑張っている寒河江佐藤市長の気持ち、もう少しみんなで買ってくれるような税の収納率の向上も図るべきであろうと、このように思うんです。

私は、私だけ思っているわけでないと思うんだけど、税務課の職員も大変だと思っています。例えば夜間推進ということで頑張っていることも私見しています。今から戸別訪問してお金もらいに行くんだと、大変だなと、まず一服でも飲んでいけということで激励のお茶一服を差し出したことも正直あります。その中で頑張っていることあると思いますけれども、今までのような周知方法で、PRで、今後、今国民年金も6割しか納めていないという現実。税金もだんだんだんだん都市化すれば都市化するほど私は収納率は下がると、このように推測します。なるべく歯どめきく時点で、ある程度の改善策をやっていかないと何ともならない事態にもなりかねないということでもあります。

この前の新聞で、5月27日でありますけれども、山形税務署によりますと、納税者所得は4年ぶりに増加しましたけれども、納税額は7年連続前年割れと、このような新聞記事も出ておりました。よって、所得税が減るということは住民税も寒河江市では減ると、このように連動するわけです。だんだん税収も少なくなる中で、収納率を今のままだったらもっともっと総体的に歳入が少なくなるであろうということでもあります。

もう1回市長の、収納率の向上と、それから納税組合について、もう少し前向きな答弁を期待したいなということでもあります。2問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず行財政改革でございますが、先ほどは、また、きのうからもお話し申し上げたように、行政改革、財政の分野も考慮に入れたところの行政改革、これは当然でございますけれども、今度ははっきりと一体となつての改革推進本部というものを立ち上げてまいらうと、こう思っております。

御案内のように、国と地方の中での財政構造というようなものが云々されている今、時代でございます、特に三位一体というのが華々しく議論されておるわけでございますので、非常に先行き不透明でございます、財政というもの、基盤というものがどうなるのかということに対しては非常に見えていないという中で、やはりうちにあつては行財政改革というものを徹底して進めていかななくてはならないと、そういうことでの行財政基盤というものを確立していく、基盤づくりをしていくということだろうと、このように思っております。

また、議員が御指摘なつたように、あるいは憂慮をされておるように、行財政改革を進めていたことによりまして、いわゆる今までの寒河江の元気さが沈滞するというようなことのないように、あるいはまた活気がそげるといふようなことのないようにということは十分これは心して、配慮していかなくてはならないと、このように思っておるわけでございます。

ですけれども、いろいろな分野で寒河江市の経済状況といいますか、あるいは公の経済状況といいますか、予算状況、そういうものは何につけても市民に直結して、響いてくるわけでございますから、その辺のところは十分話を申し上げて、協力していただくところは協力してもらう、あるいはお願いするところはお願いして、そして市民も受けとめていただくというようなことを、やっぱり全員挙げて取り組んでいかななくてはならないと、こう思っております。何も行財政改革は行政だけの問題ではございませんで、市長だけの問題ではございませんから、市民挙げて取り組まなくてはならないという御認識を、これをちょうだいしなくてはならないということだろうと、このように思っております。

それから、十分民間の意見を取り上げてと、審議会の審議過程におきましてもそれを考慮しなさいというようなことのお話がございますけれども、これは当然でございます、ですからこそ審議会を開いて御意見を賜って、それを反映するということになるわけでございますので、それは存分に多くの御意見をいただいて、出してもらいたいと、このように思っておるところでございます。

それから、審議会の開催の件でございますけれども、これちょっと私今条例持っておりませんから何ですけれども、これは行財政改革大綱というものを決める、策定する際に審議会を開くということであつて、その後の進行過程というようなものを御議論いただくとか、あるいはチェックしていただくというようなことについては規定がなかったような気がするわけでございます、これはちょっと今条例も持っておりませんので正確な答弁にはならない場合もあるかと思つておりますけれども、私の記憶ではそうでございます。

それから、納税の問題でございますけれども、納めない方が得をすると、正直者がばかを見るというようなことになつては納税というものはだめだと、義務だというようなことを徹底しなくてはならない。あるいは、それが形の上であらわれてこなければならぬというような御指摘はもっともだと思つておりますが、いわゆる税を納めたこと、それが自分の身に降りかかつてこういうまちをつくつていふふうな意識というもの、意識づけというようなものは、これは重要なことだろうと、このように思つておりますが、ただ単に納税に協力してください、納期限はいつですかと、こういうことだけではなくて、そういう税の使い道、あるいは税が自分のところに還元されてくると、こういうことにつきましても、市民の方々からも十分目を光らせていただきたいものだと思つて、市といたしましてもいかに税金を使つているか、

あるいは税というものが大切なものかというようなことを、こういう時代になればなるほど十分お互い意識した納税対策というものに進んでいかなくてはならないと、このように思っておるところでございます。

ですけれども、何か特效薬、即効薬というようなものはないのかというような御指摘もあったわけでございますけれども、さらにいろいろ手を尽くしたりしておるわけでございますけれども、難しいといえば本当に難しいだろうと思っております、納税者の意識に訴えるということ、あるいは今申しあげたように目に見える形での、意識を奮い立たせるようなものに持っていくというようなことにならなければ、しなければならぬと、このように思っておるわけでございます。十分いろいろ手だてを、知恵を働かせていこうと思っておりますので、なお一層議員の方からも御意見を賜ればと、このように思っておるところでございます。以上です。

平成16年6月第2回定例会

佐竹敬一議長 高橋勝文議員。

高橋勝文議員 収納率の向上につきまして、一つ特段いろいろなアイデアを出してもらって、上昇を図るよう希望して終わります。

平成16年6月第2回定例会

散 会 午後2時16分

佐竹敬一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会します。
大変御苦労さまでございました。